

第 1 2 回

WILLEM C. VIS

國際模擬商事仲裁

(INTERNATIONAL COMMERCIAL ARBITRATION MOOT)

Vienna, Austria

March 18 to 24 2005

Organized by:

Institute of International Commercial Law

Pace University School of Law

78 North Broadway

White Plains, NY 10603 USA

and

SECOND ANNUAL

WILLEM C. VIS (EAST)

INTERNATIONAL

COMMERCIAL ARBITRATION MOOT

Hong Kong

April 5 to 10, 2004

Organized by:

The Chartered Institute of Arbitrators (East Asia Branch)

Hong Kong International Arbitration Centre

38/F, Two Exchange Square

Central, Hong Kong SAR

and

City University School of Law

83 Tat Chee Avenue

Kowloon Tong, Hong Kong SAR

THE PROBLEM

目次

ファーストラックからの手紙、2004年7月2日 仲裁申立て
申立書 (claim)

- 証拠1 エクアトリアナからの手紙、2001年11月19日
- 証拠2 契約
- 証拠3 エクアトリアナからの手紙、2002年2月24日
- 証拠4 メディテレーニオからの手紙、2002年3月5日
- 証拠5 メディテレーニオからの手紙、2002年4月10日
- 証拠6 エクアトリアナからの手紙、2002年5月7日
- 証拠7 メディテレーニオからの手紙、2002年8月15日
- 証拠8 メディテレーニオからの手紙、2002年10月25日
- 証拠9 ファーストラックからの手紙、2002年5月7日
- 証拠10 エクアトリアナからの手紙、2002年11月13日
- 証拠11 ファーストラックからの手紙、2002年11月15日

スイス商工会議所からの手紙 (申立の受領通知)、2004年7月6日

ファーストラックからの手紙 (手数料振込み)、2004年7月12日

スイス商工会議所からの両当事者への手紙、2004年7月16日

ファーストラックからの手紙、2004年7月21日

ラングヴェイラーからの手紙、2004年8月10日

答弁書 (answer) と反対請求書 (counter-claim)

- 証拠1 NYBOT®ココア・ルールからの抜粋
- 証拠2 L I F F Eココア先物取引契約
- 証拠3 月例ココア指標
- 証拠4 砂糖契約
- 証拠5 メディテレーニオからの手紙、2003年12月19日
- 証拠6 船荷受取書

スイス商工会議所からの手紙、2004年8月13日

ファーストラックからの手紙、2004年8月31日

反対請求に対する答弁書 (answer to counter-claim)

- 証拠12 損害報告書

ラングヴェイラーからの手紙、2004年8月31日

スイス商工会議所からの手紙、2004年9月3日

クレイマント・アービトレーターからの手紙、2004年9月6日

スイス商工会議所からの手紙、2004年9月13日

クレイマント・アービトレーターからの手紙、2004年9月16日

スイス商工会議所からの手紙、2004年9月22日

スイス商工会議所からの手紙、2004年9月22日

審理手順No.1、2004年10月1日

審理手順No.2、2004年10月30日

ホレース ファーストラック
法廷弁護士
キャピトルシティ
コートストリート75
電話番号 (0) 146-9845
テレファックス (0) 146-9850

2004年7月2日

スイス国ジュネーブ11 CH-1211
ブルバード・ドゥ・テアトル4番地
私書箱5039
ジュネーブ商工会議所

仲裁担当書記官 (Arbitration Secretariat) 殿

拝啓

私はメディテレーニオ・コンフェクショナリー・アソシエイツ・インク社 (Mediterraneo Confectionary Associates, Inc.) を代表して、ここにジュネーブ商工会議所仲裁規則 (Arbitration Rules of the Chamber of Commerce and Industry of Geneva) 第7条に基づいて、エクアトリアナ・コモディティ・エクスポートーズS.A.社 (Equatoriana Commodity Exporters, S.A.) に対する仲裁の申し立てを5部提出します。

手続費用、及び、第35条において定める仲裁人の費用の暫定前払金につきましては、貴殿からの請求を受領次第お支払いいたします。

敬具

(サイン)

ホレース ファーストラック
メディテレーニオ・コンフェクショナリー・アソシエイツ・インク社弁護士

添付：仲裁申立書（証拠資料を含む。）

仲裁申立書

申立人

メディテレーニオ・コンフェクショナリー・アソシエイツ・インク社

対

被申立人

エクアトリアナ・コモディティ・エクスポートーズS.A.社

申立人であるメディテレーニオ・コンフェクショナリー・アソシエイツ・インク社は、ここに、被申立人であるエクアトリアナ・コモディティ・エクスポートーズS.A.社との間の下記の紛争が、両者間の契約の規定に基づき ジュウネーヴ仲裁規則 (Geneva Arbitration Rules) に基づく仲裁に付託されることを申し立てるものである。

事件の陳述

. 当事者

1. メディテレーニオ・コンフェクショナリー・アソシエイツ・インク社はメディテレーニオ法に基づき設立された企業である。本店住所はメディテレーニオ国 キャピトルシティ スイート・ストリート 121 番地である。電話番号は(0) 555-1235、ファックス番号は(0) 555- 1237 である。メディテレーニオ・コンフェクショナリー・アソシエイツ・インク社は各種菓子製品の製造者である。その菓子製品を製造するために、多くの原料を使用するが、ココアも大量に使用する。菓子製品はメディテレーニオ国全土において販売されるとともに、隣国に輸出されている。

2. エクアトリアナ・コモディティ・エクスポートーズS.A.社はエクアトリアナ法に基づき設立された企業である。本店住所はエクアトリアナ国 ポートシティ コモディティアベニュー-325 である。電話番号は(0) 487-2314、ファックス番号は(0) 487- 2320 である。エクアトリアナ・コモディティ・エクスポートーズS.A.社はココアを含む商品の貿易業を営んでいる。同社は、主としてエクアトリアナ産の産品を取り扱っているか、他国で生産された産品も取り扱っている。

II. 事実

3. 2001年11月19日に、エクアトリアナ・コモディティ・エクスポートーズS.A.社の顧客会計主任のハロルド・スマート氏は、メディテレーニオ・コンフェクショナリー・アソシエイツ・インク社の購買担当のジェームズ・スイート氏に電話して、ココアの販売を申し入れた。両社は過去数度取引を行ってきた。この電話によって、エクアトリアナ・コモディティ・エクスポートーズS.A.社がメディテレーニオ・コンフェクショナリー・アソシエイツ・インク社に対して400トンのココア豆を売ることが合意された。引渡期日については、2002年の3月から5月の間として、詳細はエクアトリアナ・コモディティ・エクスポートーズS.A.

社が 2002 年の 1 月から 2 月の間に指定することとされた。価格は 2001 年 11 月 19 日の市場価格である 1 ポンド当たり 0.5628 米ドルとされた。これはトン当たり 1240.75 米ドルとなる(1 トン=2204.6 ポンド) 400 トンの総契約額は 496,299.55 米ドルであった。

4. スマート氏は電話の内容を確認するファックスを当日送り(申立人書証 1) そのコピーは契約書(申立人書証 2)を同封して郵送された。

5. エクアトリアナ・コモディティ・エクスポートーズ S.A.社の荷渡し期日指定期間の経過間際の 2002 年 2 月 24 日、スマート氏はスイート氏に手紙を出した。彼は、2002 年 2 月 14 日にエクアトリアナのココア産地を襲った嵐について触れた。その事実はココア業界では周知のことであった。彼は、さらに、被害の程度はまだ不明であるが、エクアトリアナ政府ココア販売機構(Equatoriana Government Cocoa Marketing Organization)が少なくとも 3 月中はココアの輸出は行われないと発表した(申立人書証 3)と記載した。

6. スイート氏は、スマート氏に対し 2002 年 3 月 5 日に返事を発出した(申立人書証 4) その中でスイート氏は、契約は、エクアトリアナ・コモディティ・エクスポートーズ S.A.社に対し、ココアをエクアトリアナ産とすることを求めていることを指摘した。ココアの産地はどこでも良く、メディテレーニオ・コンフェクショナリー・アソシエイツ・インク社にとっては、産地は無関係だと述べた。メディテレーニオ・コンフェクショナリー・アソシエイツ・インク社は納期について急がないが、その年の後半には必要だと同人は指摘した。その時期までに納品されなければ、他所から納入し、その追加費用についてエクアトリアナ・コモディティ・エクスポートーズ S.A.社に請求せざるを得ないと述べた。

7. その後の数ヶ月の間、スイート氏はエクアトリアナ・コモディティ・エクスポートーズ S.A.社に対してココアの引渡期日を決めるように数度にわたって電話で求めた。続いて、2002 年 4 月 10 日付けのスイート氏はスマート氏宛の手紙で、メディテレーニオ・コンフェクショナリー・アソシエイツ・インク社はエクアトリアナ・コモディティ・エクスポートーズ S.A.社がココアの全量を 2002 年の 5 月中に納品することを期待していると述べた(申立人書証 5)。

8. そして、2002 年 5 月 7 日にスマート氏はファックスを送り、100 トンを 5 月後半に船積みすると伝えた(申立人書証 6) それは 2002 年 5 月 18 日に船積みされ、受領の上、トン当たり 1,240.75 米ドルで、計 124,075 米ドルが支払われた。

9. 6 月、7 月の間に、スイート氏は、残りのココア 300 トンの引渡期日をスマート氏に数度問い合わせたが、スイート氏がスマート氏に手紙(申立人書証 7)を出した 2002 年 5 月 15 日までスマート氏の返事はなかった。この手紙の中で、メディテレーニオ・コンフェクショナリー・アソシエイツ・インク社は残りのココア 300 トンの引渡をすぐ求めるようになると、スマート氏は述べた。そして、2002 年 3 月 5 日付けの手紙の内容(申立人書証 4)を繰り返した。すなわち、エクアトリアナ・コモディティ・エクスポートーズ S.A.社がその債務を履行しない場合、メディテレーニオ・コンフェクショナリー・アソシエイツ・インク社は他所からココアを納入し、その追加費用に関しては、エクアトリアナ・コモディティ・エクスポートーズ S.A.社に請求せざるを得ないということである。

10. その後 6 週間エクアトリアナ・コモディティ・エクスポートーズ S.A.社からの返事は全くなかった。最終的にメディテレーニオ・コンフェクショナリー・アソシエイツ・インク社は 2002 年 10 月 24 日にオセアニア・プロデュース社(Oceania Produce Ltd.)からココア豆 300 トンをその時の市場価格 2,205.26

米ドルで購入した。2002年10月25日にエクアトリアナ・コモディティ・エクスポートーズS.A.社に対してファックスと手紙で購入について通知し、弁護士から追加費用を請求すると述べた(申立人書証8)。この手紙はホレス・ファーストラック氏によってエクアトリアナ・コモディティ・エクスポートーズS.A.社の代表者であるアルバート・テンダー氏に2002年11月11日に郵送された(申立人書証9)。

11. 2日後の2002年11月13日に、スマート氏はスイート氏に手紙を送付し、エクアトリアナ・コモディティ・エクスポートーズS.A.社は300トンのココア豆の出荷の用意をしていたと述べた。この手紙においてスマート氏は、メディテレーニオ・コンフェクショナリー・アソシエイツ・インク社は契約を解除はしていないので、填補購入(cover purchase)は契約違反にあたりと主張した。スマート氏は、メディテレーニオ・コンフェクショナリー・アソシエイツ・インク社が主張する289,353米ドルの損害賠償をエクアトリアナ・コモディティ・エクスポートーズS.A.社は支払わないと述べるように指示されていると述べた(申立人書証10)。

12. エクアトリアナ・コモディティ・エクスポートーズS.A.社が、契約はメディテレーニオ・コンフェクショナリー・アソシエイツ・インク社によって解除されていないと主張したので、念のため2002年11月15日にメディテレーニオ・コンフェクショナリー・アソシエイツ・インク社の弁護士であるホレス・ファーストラック氏は、エクアトリアナ・コモディティ・エクスポートーズS.A.社に正式に契約を解除することを文書で伝えた(原告書証11)。

13. その後一年半、解決に向けた交渉は行われたが、合意には至らなかった。

・ 仲裁条項、適用法

14. 契約の仲裁条項は以下の通り。

「この契約に関する紛争、又は、この契約に関連して生じる紛争は、ジュネーブ商工会議所仲裁規則にもとづき、3人の仲裁人によって最終的に決定されるものとする。仲裁はダヌビア(Danubia)のヴィンドボナ(Vindobona)において英語により行われる。」

15. ダヌビアは修正なしにUNCITRAL国際商事仲裁モデル法(UNCITRAL Model Law on International Commercial Arbitration)を採用していた。

16. ダヌビア、エクアトリアナ、メディテレーニオは外国仲裁裁定の承認と執行に関する条約(Convention on the Recognition and Enforcement of Foreign Arbitral Awards)の締約国である。

17. エクアトリアナとメディテレーニオは双方とも、国際物品売買に関する国連条約(United Nations Convention on Contracts for the International Sale of Goods)の締約国であり、双方とも一切の意見表明又は留保を行っていない。従って、同条約は、その1(1)(1)(a)に基づき適用される。

、法的結論

18. 本件仲裁にについてジュネーブ商工会議所は管轄権を有する。

19. エクアトリアナ・コモディティ・エクスポートーズS.A.社は2001年11月19日付けのココア契約1045によって、メディテレーニオ・コンフェクショナリー・アソシエイツ・インク社に対して400トンのココア豆の引渡し場所と期日について2002年の1月から2月の間に通知する義務を負っていた。引渡期日は、2002年の3月から5月の間で売り主が決めることとされた。しかしながら、当該通知は実施されず、2002年5月18日に400トンのうち100トンの一部履行がなされた。続く2ヶ月の間に、残りの300トンの引渡しについて電話や手紙での度重なる問い合わせが行われた。文書での最終の問い合わせは2002年8月15日に行われた。エクアトリアナ・コモディティ・エクスポートーズS.A.社はメディテレーニオ・コンフェクショナリー・アソシエイツ・インク社のココア在庫が底をつき、他所から購入せざるを得なくなると知らされた。しかし、エクアトリアナ・コモディティ・エクスポートーズS.A.社は返事をしなかった。遅くとも、2002年10月24日までには、エクアトリアナ・コモディティ・エクスポートーズS.A.社は契約の重大な違背に陥っていた。メディテレーニオ・コンフェクショナリー・アソシエイツ・インク社は結果として、填補購入を余儀なくされ、事実、市場価格で購入を行った。

救済の申し立て

20. メディテレーニオ・コンフェクショナリー・アソシエイツ・インク社は仲裁裁判所に対し、以下の点について判断することを要請する。

- この紛争に関する管轄権を有すること。
- エクアトリアナ・コモディティ・エクスポートーズS.A.社の2001年11月19日付けのメディテレーニオ・コンフェクショナリー・アソシエイツ・インク社とのココア契約1045は遅くとも、2002年10月24日までには重大な違背に陥っていた。なぜなら、契約によって2002年の3月から5月の間に引渡すべきココア豆400トンのうち300トンの引渡を行わなかったからである。
- メディテレーニオ・コンフェクショナリー・アソシエイツ・インク社が2002年10月24日の市場価格で行った300トンのココア豆の追加購入は正当である。

21. 以上により、メディテレーニオ・コンフェクショナリー・アソシエイツ・インク社は仲裁裁判所に対し、次を命じることを要請する。

- エクアトリアナ・コモディティ・エクスポートーズS.A.社はメディテレーニオ・コンフェクショナリー・アソシエイツ・インク社に対し289,353米ドルを支払うこと。この額は、300トンのココア豆、372,225米ドル(トン当たり1240.75米ドル)と填補費用661,578米ドル(トン当たり2,205.26米ドル)の差額である。
- エクアトリアナ・コモディティ・エクスポートーズS.A.社は以下の額の利息を払うこと。上記金額に対するメディテレーニオにおける市場利率で計算した2002年10月24日から支払日までの利息。
- エクアトリアナ・コモディティ・エクスポートーズS.A.社は仲裁費用及びメディテレーニオ・コンフェクショナリー・アソシエイツ・インク社が仲裁規則第36条に基づいて行ったこの仲裁裁判の弁護士費用を支払うこと。

(サイン)
ホレース・ファーストラック

2004年7月2日

弁護士

申立人書証 1

エクアトリアナ・コモディティ・エクスポートーズS.A.社
エクアトリアナ国 ポートシティ
コモディティアベニュー325
電話番号：(0) 487-2314
ファックス：(0) 487-2320

2001年11月19日

メディテレーニオ・コンフェクショナリー・アソシエイツ・インク社
メディテレーニオ国 キャピトルシティ
スイート・ストリート121番地

ジェームズ・スイート 様

ファックス及び郵便にて

親愛なるスイート様：

昨日の電話でのお話の内容を確認いたしたく存じます。400トンのココア豆を通常取引条件に従い、トン当たり1,240.75米ドルでエクアトリアナ・コモディティ・エクスポートーズS.A.社は売り、メディテレーニオ・コンフェクショナリー・アソシエイツ・インク社は買うことに合意した。2002年1月から2月の間にエクアトリアナ・コモディティ・エクスポートーズS.A.社は引渡場所と時期を定める。引渡時期は2002年の3月から5月となる。

これらの条件を具体化した契約書を、郵送いたします本書簡の写しに同封いたします。

敬具

(サイン)
ハロルド・スマート
顧客会計主任

申立人書証 2

契約：ココア 1045

売主：エクアトリアナ・コモディティ・エクスポートーズS.A.社

買主：メディテレーニオ・コンフェクショナリー・アソシエイツ・インク社

対象：400 トンのココア豆（産地において通常の平均的な重量の元の出荷袋入り）

引渡場所：国内での通常の引渡場所から売主が選択するもの

引渡時期：2002 年の 3 月初日から 5 月末日までの間で、売主が選択するとき

通知時期：上記の通知を 2002 年 1 月から 2 月の間に行う。

ココアの品質は標準等級品質とする。

1%以内の重量差は価格に影響しない。1%を超える重量差がある場合は契約価格が調整される。

価格はトン当たり 1,240.75 米ドル（ポンド当たり .5628 米ドル）で、総額 496,299.55 米ドルである。支払いは船積みの通知と引き替えに行われる。

引渡は売主の選択により、分割も可能である。

引渡場所からの運搬は、買主の要望により買主の費用で売主が手配する。

この契約に関する紛争、又はこの契約に関連して生じる紛争は、スイスのジュネーブ商工会議所仲裁規則にもとづき、3 人の仲裁人によって終局的に決定せられる。仲裁は、ダヌビアのヴィンドボナにおいて英語で行われる。

（サイン）
ハロルド・スマート
顧客会計主任
エクアトリアナ・コモディティ・
エクスポートーズS.A.社

（サイン）
ジェームズ・スイート
購買担当
メディテレーニオ・コンフェクショナリー・
アソシエイツ・インク社

2001 年 11 月 19 日

2001 年 11 月 23 日

申立人書証 3

エクアトリアナ・コモディティ・エクスポートーズ S.A.社
エクアトリアナ国 ポートシティ
コモディティアベニュー325
電話番号：(0) 487-2314
ファックス：(0) 487-2320

2002年2月24日

メディテレーニオ・コンフェクショナリー・アソシエイツ・インク社
メディテレーニオ国 キャピトルシティ
スイート・ストリート 121 番地

ジェームズ・スイート 様

ファックス及び郵便にて

親愛なるスイート様

本日の電話での会話について確認いたしたく存じます。すでに広く報道されたように、2002年2月14日にエクアトリアナのココア産地を襲った嵐は、収穫間際の産物に大きな損害を与えました。どの程度の量の産物が失われたか、国際水準以下に品質が落ちた被害がどの程度になるのかは未だ分かりません。

エクアトリアナ政府ココア販売機構は少なくとも3月中はココアの輸出は行われないと発表しました。情報がさらに入り次第、連絡いたします。

敬具

(サイン)
ハロルド・スマート
顧客会計主任

申立人書証 4

メディテレーニオ・コンフェクショナリー・アソシエイツ・インク社
メディテレーニオ国 キャピトルシティ
スイート・ストリート 121 番地
電話番号：(0) 555-1235
テレファックス：(0) 555-1237

2002年3月5日

エクアトリアナ・コモディティ・エクスポートーズS.A.社
エクアトリアナ国 ポートシティ
コモディティアベニュー325

ハロルド・スマート 様

郵便及びファックス (0) 487-2320

件名：ココア契約1045

親愛なるスマート様

本日前半、我々が電話において話しあった内容について申し上げます。再度確認いたしますところ、合意された400トンのココアの出荷を御社が履行することが出来るか非常に懸念しております。

2月中旬の嵐でエクアトリアナのココア産出量が予想外に減少したことや、今月中はエクアトリアナ政府ココア販売機構がココアの輸出を認めないことは我々の取引とは関係ありません。契約は、ココアをエクアトリアナ産と指定しておらず、ココアの産地は我々には全く関係がありません。

契約したココアの納期について我々は現在急いではおりませんが、本年後半には必要となります。その時期までにエクアトリアナ・コモディティ・エクスポートーズS.A.社が納品しない場合、当然、我々は他所からの納入を求めざるを得ません。その場合には、填補費用について、御社に請求せざるを得ません。

敬具

(サイン)
ジェームズ・スイート
購買担当

申立人書証 5

メディテレーニオ・コンフェクショナリー・アソシエイツ・インク社
メディテレーニオ国 キャピトルシティ
スイート・ストリート 121 番地
電話番号：(0) 555-1235
テレファックス：(0) 555-1237

2002 年 4 月 10 日

エクアトリアナ・コモディティ・エクスポートーズ S.A.社
エクアトリアナ国 ポートシティ
コモディティアベニュー-325

ハロルド・スマート 様

郵便及びファックス (0) 487-2320

件名：ココア契約 1045

親愛なるスマート様

2 月の終わりまでにエクアトリアナ・コモディティ・エクスポートーズ S.A.社が引渡期日を定めることを怠ったことについては既に数度電話でお話しいたしました。現在はもう 4 月中旬ですが、あなたのお話によれば、近いうちにエクアトリアナ政府ココア販売機構ココアの輸出を解禁するだろうと予測されてはいるものの、近い内に引渡せる量は契約量の一回分以上になるか疑わしいというだけに留まっております。

当然ながら、当社といたしましては、御社が出荷できるものは喜んで受け取りますが、5 月の終わりまでに契約量の 400 トンの引渡ができることを期待いたします。

引渡の時期と量につきましてより具体的にご連絡いただけますことをお待ち申し上げます。

敬具

(サイン)
ジェームズ・スイート
購買担当

申立人書証 6

エクアトリアナ・コモディティ・エクスポートーズS.A.社
エクアトリアナ国 ポートシティ
コモディティアベニュー325
電話番号: (0) 487-2314
ファックス: (0) 487-2320

2002年5月7日

メディテレーニオ・コンフェクショナリー・アソシエイツ・インク社
メディテレーニオ国 キャピトルシティ
スイート・ストリート121番地

ジェームズ・スイート 様

ファックス及び郵便にて

件名: ココア契約1045

親愛なるスイート 様

この手紙は、エクアトリアナ政府ココア販売機構が少量のココアの輸出を当方に認めたという本日の電話の内容を確認するものです。このため、今月中にエクアトリアナ産ココア100トンを出荷いたします。

5月18日を船積み期日として予定しております。詳細が判明次第、ご連絡申し上げます。

契約の履行の遅滞についてお詫び申し上げます。現時点におきましては、エクアトリアナのココア市場は、非常に困難な状況にありますが、極めて近い将来に残余の300トンを出荷できるようになることを期待しております。

敬具

(サイン)
ハロルド・スマート
顧客会計主任

申立人書証 7

メディテレーニオ・コンフェクショナリー・アソシエイツ・インク社
メディテレーニオ国 キャピトルシティ
スイート・ストリート 121 番地
電話番号：(0) 555-1235
テレファックス：(0) 555-1237

2002年8月15日

エクアトリアナ・コモディティ・エクスポートーズ S.A. 社
エクアトリアナ国 ポートシティ
コモディティアベニュー325

ハロルド・スマート 様

郵便及びファックス (0) 487-2320

件名：ココア契約 1045

親愛なるスマート様

エクアトリアナ・コモディティ・エクスポートーズ S.A. 社が当方に売却した 400 トンのココアの引渡指定期日を通報する義務を負っていたときから 5 ヶ月半が過ぎ、また、契約上の引渡最終日から 2 ヶ月半が経過いたしました。これまでのところ、5 月に 100 トンの出荷が行われただけであり、貴社は、引き続き、当方に対し 300 トンを引き渡す義務を負っております。

御社が直面している問題につきましては当方といたしましても理解できる場所ですが、それらは御社の問題であり、当方のものではありません。我々間の契約の対象物はココアであり、エクアトリアナ産ココアではありません。昨年 11 月の契約時における市場価格はトン当たり 1,240.75 米ドルでした。市場価格は上昇を続け、現在はトン当たり 1,900 から 2,000 米ドル台の水準にあります。これ以上上がらないことを祈りましょう。

御社より、残余の 300 トンの引渡期日の通知が直ちに行われぬ限り、当方といたしましては他所から購入せざるを得なくなることは明らかです。当社の在庫は不足がちになっております。当方として他所で購入することを余儀なくされた場合、当方といたしましては超過費用について御社に負担していただくこととなります。市場価格が上昇を続けた場合、そのようになる理由がありますが、かかる超過費用はかなりの金額になります。

敬具

(サイン)
ジェームズ スイート
購買担当

申立人書証 8

メディテレーニオ・コンフェクショナリー・アソシエイツ・インク社
メディテレーニオ国 キャピトルシティ
スイート・ストリート 121 番地
電話番号：(0) 555-1235
テレファックス：(0) 555-1237

2002年10月25日

エクアトリアナ・コモディティ・エクスポートーズS.A.社
エクアトリアナ国 ポートシティ
コモディティアベニュー325

ハロルド・スマート 様

郵便及びファックス (0) 487-2320

件名：ココア契約 1045

親愛なるスマート様

この手紙は、貴殿及びエクアトリアナ・コモディティ・エクスポートーズS.A.社の皆様にとっては予想外のものではないものと確信しております。

当方は2001年11月19日付けココア契約1045の残量300トンの引渡を根気強く待つて参りました。本年5月末日が履行最終日でしたが、現在は既に10月後半に至っております。エクアトリアナ・コモディティ・エクスポートーズS.A.社は当方に対し引渡の意思を示していないところ、これ以上待った場合在庫が底をつく恐れが出てきたため、当方といたしましては昨日、ココア300トンを購入する契約を締結いたしました。

本年はココア価格が継続的に上昇を続けていることは周知のことと存じます。当方は現在の市場価格2,205.26米ドルで買い付けをいたしました。

後日、御社の社長テンダー氏が、エクアトリアナ・コモディティ・エクスポートーズS.A.社に対し289,353米ドルを求める当社の法律顧問からの書簡を受領することになることについて同社長に知らせ願います。上記金額は、契約価格と支払いを余儀なくされたココアの価格との差額です。

この状況は厳しいものではありませんが、御社とのこれまでの取引関係を継続していきたいという当方の希望が損なわれるものではないことを表明いたします。

敬具

(サイン)

ジェームズ スイート

購買担当

申立人書証 9

ホレース ファーストラック
法廷弁護士
キャピトルシティ
コートストリート 75
電話番号 (0) 146-9845
テレファックス (0) 146-9850

2002年11月11日

エクアトリアナ・コモディティ・エクスポートーズS.A.社
エクアトリアナ国 ポートシティ
コモディティアベニュー325

社長 アルバート・テンダー 様

郵便及びファックス (0) 487-2320

件名：ココア契約 1045

親愛なるテンダー様

私は、エクアトリアナ・コモディティ・エクスポートーズS.A.社がメディテレーニオ・コンフェクショナリー・アソシエイツ・インク社にココア豆 400 トンを売る約束をしながら、300 トンの引渡をしていない事件において、買主を代理しております。

契約によれば、御社は、400 トンのココア豆を 5 月中に、トン当たり 1,240.75 米ドルの値段で引き渡すことになっておりました。御社は100 トンを2002年5月18日に引き渡しましたが、電話や手紙で残りの300 トンの船積み日について問い合わせたにもかかわらず、エクアトリアナ・コモディティ・エクスポートーズS.A.社の船積みを行いませんでした。

このため、2002年10月24日にメディテレーニオ・コンフェクショナリー・アソシエイツ・インク社は300 トンのココアを市場価格の2,205.26 米ドルで購入いたしました。購入総額は661,578 米ドルとなります。この填補契約の契約書のコピーを同封します。この300 トンについて契約上御社に支払うことを要した価格は372,225 米ドルでした。

御社が契約上の義務を履行しなかったことによって発生した超過費用 289,353 米ドルの支払いを、メディテレーニオ・コンフェクショナリー・アソシエイツ・インク社はエクアトリアナ・コモディティ・エクスポートーズS.A.社に対して請求いたします。

敬具

(サイン)

ホレース・ファーストラック

添付: オセアニア社とのココア購入契約(本模擬裁判課題には含まれない。)

申立人書証 10

エクアトリアナ・コモディティ・エクスポートーズ S.A.社
エクアトリアナ国 ポートシティ
コモディティアベニュー325
電話番号: (0) 487-2314
ファックス: (0) 487-2320

2002年11月13日

メディテレーニオ・コンフェクショナリー・アソシエイツ・インク社
メディテレーニオ国 キャピトルシティ
スイート・ストリート 121 番地

ジェームズ・スイート 様

ファックス及び郵便にて

件名: ココア契約 1045

親愛なるスイート様

2002年10月25日付けの私宛の手紙と2002年11月11日付けのホレース・ファーストラック氏のテングダー氏宛の手紙を受領いたしました。

あなたが他所でココアを購入する計画について、われわれに具体的に、前もって知らせてくれなかったのは残念です。エクアトリアナ政府ココア販売機構が追加的なココア輸出を認めようとしているとの噂がありました。この噂は大きく報じられていたことから、あなた方も間違いなくご存じだったことと思います。

その噂は現実のものとなりました。あなた方は、契約1045を一度も解除しなかったことから、当方としては必要な300トンを数週間内に船積みすることが可能でした。引渡の遅延によって御社に在庫上の問題が発生しているとか、超過費用が発生したということについてあなた方は苦情を表明していなかったにもかかわらず、不必要にも数週間前にココアを現在の価格で購入してしまったのです。

契約よりはるかに高い価格でココアを他所で購入し、その差額を当方に請求するのはあなた方の契約違背となります。従って、エクアトリアナ・コモディティ・エクスポートーズ S.A.社は、私宛の手紙やファーストラック氏のテングダー氏宛の手紙で言及されている289,353米ドルをメディテレーニオ・コンフェクショナリー・アソシエイツ・インク社に支払う理由は何らないことを表明するように私は指示されております。

敬具

(サイン)
ハロルド スマート
顧客会計主任

申立人書証 11

ホレース ファーストラック
法廷弁護士
キャピトルシティ
コートストリート 75
電話番号 (0) 146-9845
テレファックス (0) 146-9850

2002年11月15日

エクアトリアナ・コモディティ・エクスポートーズ S.A. 社
エクアトリアナ国 ポートシティ
コモディティアベニュー325

社長 アルバート・テンダー 様

郵便及びファックス (0) 487-2320

件名：ココア契約 1045

親愛なるテンダー様

メディテレーニオ・コンフェクショナリー・アソシエイツ・インク社のジェームズ・スイート氏宛の、御社の顧客会計主任者ハロルド・スマート氏による 2002 年 11 月 13 日付けの手紙がエクアトリアナ Commodity Exporters, S.A. から私に転送されてきました。

転送されてきたこの手紙は、2002 年 11 月 11 日付けであなたに宛てた私の手紙に対する返事です。私の手紙の内容は、あなたの会社が 300 トンのココアを引渡さなかったことによって発生した追加的な費用 289,353 米ドルをエクアトリアナ・コモディティ・エクスポートーズ S.A.社がメディテレーニオ・コンフェクショナリー・アソシエイツ・インク社に支払うことを求めたものです。

スマート氏はその手紙の中で、メディテレーニオ・コンフェクショナリー・アソシエイツ・インク社が必要に迫られ他所でココアを購入することをエクアトリアナ・コモディティ・エクスポートーズ S.A.社は具体的には知らされていなかったと述べています。しかし、事実は明らかに異なります。スマート氏に対する 2002 年 8 月 15 日付けのスイート氏の手紙を特にご参照下さい。

さらに、スマート氏はその手紙の中でココア契約は解除されていないと述べております。しかし、エクアトリアナ・コモディティ・エクスポートーズ S.A.社が、契約上義務づけられたココアの引渡期日を大幅に過ぎても引渡しがなされなかったことにより、契約は自動的に終了したと考えております。そこで、念のため、メディテレーニオ・コンフェクショナリー・アソシエイツ・インク社はここに契約の終了を明確に表明します。

メディテレーニオ・コンフェクショナリー・アソシエイツ・インク社に 289,353 米ドルを直ちに支払うことを請求いたします。

敬具

(サイン)
ホレース・ファーストラック

フェデックス便

メディテレーニオ
キャピトルシティ
コートストリート 75
法廷弁護士
ホレース ファーストラック様

事件番号：30000-2004

2004年7月6日、ジュネーブ

件名：メディテレーニオ コンフェクショナリー アソシエイツ インク対エクアトリアナ・コモディティ・エクスポートーズS.A.社

拝啓

当会議所は、2004年7月5日にジュネーブ商工会議所によって受領された貴方の仲裁通知書の受領について確認致します。

本件は照会事件番号 30000-2004 に基づき提出されておりますので、今後の全ての通信においては完全な照会番号を記載して頂ければ幸いです。

ご参考として同封いたしましたのは、ジュネーブ商工会議所ならびにバーゼル、ベルン、ティチーノ、ボーおよびチューリヒの各商工会議所で採用している、2004年1月1日に施行された新しいスイス国際仲裁規則 (Swiss Rules of International Arbitration) (以下「スイス・ルール」という) です。スイス・ルールは上記の商工会議所の仲裁規則を統一し調和を図ったものであり、国際仲裁の分野でこれらの商工会議所のこれまでの規則に取って代わるものです。

スイス・ルールの第1条3項に従って、2004年1月1日以降に仲裁通知書が提出される全ての仲裁には当該手続きが適用されます。

スイス・ルール付属書Bのセクション1.1に従って、貴方には4,500スイスフランの支払いが求められます。これは照会番号の「仲裁事件30000-2004」に関して、UBS SA(住所: Rue du Rhône 8, 1204 Genève)にあるCCIGの口座(番号HU108533.1)に支払われるものです。

付属書Bのセクション1.3に従って、当会議所はこの支払いが為されるまで仲裁手続きが開始されないことをお知らせ致します。つまり、この支払い金額が受領された段階でのみ、被申立人に仲裁通知が發送されるということです。

仲裁裁判所は、本件の後の段階で商工会議所に支払い義務が発生する追加の管理費用について決定するものとします(スイス・ルールの第38条(f)および付属書Bのセクション2.3)。

さらに詳しい内容につきましてはご遠慮なくお問合せください。

敬具

(サイン)

仲裁委員会委員
ダニエラ ジョビン

同封資料：スイス国際仲裁規則

ホレース ファーストラック
法廷弁護士
キャピトルシティ
コートストリート75
電話番号 (0) 146-9845
テレファックス (0) 146-9850

2004年7月12日

スイス国ジュネーブ11 CH-1211
ブルバード・ドゥ・テアトル4番地
私書箱5039
ジュネーブ商工会議所

ダニエラ ジョビン様

件名： 事件番号 30000-2004
メディテレーニオ・コンフェクショナルリー・アソシエイツ・インク社
対エクアトリアナ・コモディティ・エクスポートーズS.A.社

ジョビン様

拝啓

上記事件の仲裁要請書の受領確認に関する2004年7月6日付けのお手紙有難うございました。

ご指示どおりに、照会番号の「*仲裁事件30000-2004*」に関して、UBS SA（住所：Rue du Rhône 8, 1204 Genève）にあるCCIGの口座（番号HU108533.1）宛に4,500 CHFの金額を振り込みました。振替指図書¹の写しを添付致します。

要請の進捗状況につきまして次のお知らせをお待ちしております。

敬具

（サイン）
ホレース ファーストラック

フェデックス便

メディテレーニオ
キャピトルシティ
コートストリート 75
法廷弁護士
ホレス ファーストラック様

フェデックス便

エクアトリアナ
ポートシティ
コモディティアベニュー325
エクアトリアナ・コモディティ・エクスポートーズS.A.社御中

事件番号：30000-2004

2004年7月16日、ジュネーブ

件名：メディテレーニオ・コンフェクショナルリー・アソシエイツ・インク社対
エクアトリアナ・コモディティ・エクスポートーズS.A.社

拝啓

当会議所は、2004年7月15日に受領しました登録料となる4,500CHFの支払いおよび2004年7月5日にエクアトリアナ・コモディティ・エクスポートーズ S.A.社を相手に提出された仲裁通知書につきましてメディテレーニオ・コンフェクショナルリー・アソシエイツ・インク社に感謝いたします。

本件は照会事件番号 30000-2004 に基づき提出されておりますので、両当事者とも今後のすべての通信におきましては当該番号を引用されるようお願い致します。

本状には仲裁通知書の写しに加え、書証とスイス国際仲裁規則の写しが同封されておりますのでご確認ください。

被申立人には、ジュネーブ商工会議所ならびにバーゼル、ベルン、ティチーノ、ボーおよびチューリヒの各商工会議所では2004年1月1日に施行された新しいスイス国際仲裁規則（以下「スイス・ルール」という）を採用していますことをお知らせ致します。スイス・ルールは上記の商工会議所の仲裁規則を統一し調和を図ったものであり、国際仲裁の分野でこれらの商工会議所のこれまでの規則に取って代わるものです。

仲裁通知書は2004年1月1日以降に提出されたものですので、スイス・ルールの第1条3項に従って、当該規則が本件の仲裁手続きに適用されます。

被申立人は、スイス・ルールの第3条7項から10項に従って、本通知書の受領から30日以内に仲裁通知書に対する答弁書を提出することが求められます。

当会議所は本件の請求金額が289,353米ドルであることをお知らせします。スイス・ルールの第6条4

項と 42 条 2 項とに基づき、1,000,000CHF を超えない金額が関わる紛争（請求と反対請求）は、単独の仲裁人による迅速手続きの対象になります。

したがって、当事者双方には、**本状の受領から 30 日以内に**、反対請求がないか、又は請求金額と反対請求の金額が 1,000,000CHF を超えない場合に、一名の仲裁人になることに合意されるかどうかにつきまして表明されるよう求められます（スイス・ルール第 42 条 2 項(c)号を参照）。

1,000,000CHF の限度額を超える場合、かかる同意によって当事者が拘束されることはありません。当会議所は仲裁通知の答弁書を受領した時点で、一名又は三名による仲裁裁判の構成で審理を進めるための必要な要素を全て備えることとなります。したがって当会議所としては、相互の合意により単独の仲裁人を指名するか、三名の仲裁裁判の場合に複数の共同仲裁人を指名するための新たな期限を設定しません。

両者が単独の仲裁人の指名に合意されない場合、つまり三名の仲裁裁判に紛争が付託されることになる場合、裁判所の報酬は単独の仲裁人の場合よりも高くなる公算が大きいという事実を指摘しておきます。実際のところ、仲裁人の報酬は付属書 B の 2.8 項に従って計算されます（スイス・ルール第 42 条 2 項(c)号を参照）。

最後に当会議所は、仲裁の合意では仲裁場所をダヌビアのヴィンドボナ、つまりスイス以外の場所に定めていることに留意しています。この時点ではスイス・ルール第 1 条 2 項により場所がスイスになることが要求されることをお知らせします。しかし、2004 年 7 月 6 日にスイス商工会議所はスイス・ルール第 1 条 2 項を修正して、仲裁場所を外国に定めることを許可する決定を下しています。修正後の条項は次のとおりです。

「両当事者は仲裁場所としてスイス又はその他の場所を自由に指定することができる。」

この新しい条項が間もなく施行されることを踏まえ（2004 年 8 月 1 日）、スイス商工会議所の特別委員会は提出された日付からダヌビアのヴィンドボナを仲裁地として本件手続きを実施することに決定しています。

貴方からの返事をお待ちしております。

敬具

（サイン）
仲裁委員会委員
ダニエラ ジョビン

同封資料： 被申立人に対する仲裁通知書及び書証
被申立人のためのスイス・ルール

ホレース ファーストラック
法廷弁護士
キャピトルシティ
コートストリート75
電話番号 (0) 146-9845
テレファックス (0) 146-9850

2004年7月21日

スイス国ジュネーブ11 CH-1211
ブルバード・ドゥ・テアトル4番地
私書箱5039
ジュネーブ商工会議所

ダニエラ ジョビン様

件名：事件番号 30000-2004

メディテレーニオ・コンフェクショナリー・アソシエイツ・インク社
対エクアトリアナ・コモディティ・エクスポートーズS.A.社

ジョビン様

拝啓

上記照会事件に関する2004年7月16日付けのお手紙有難うございます。

仲裁条項に定めるとおり、三名ではなく一名の仲裁人を指名することの妥当性についてご指摘頂いたことに当社は感謝しております。三名の仲裁人を指名するとより費用はかかるでしょうが、当社としてはそちらを希望します。

スイス・ルールの第7条には、当社が30日以内に単独の仲裁人に関してエクアトリアナ・コモディティ・エクスポートーズ S.A.社と同意できない場合、仲裁人の選定は「会議所」によって行われると定めていますが、私はこれが六つの商工会議所全てを代表する仲裁委員会を意味するものと理解しています。当社とエクアトリアナ・コモディティ・エクスポートーズ S.A.社が30日以内に単独の仲裁人について合意できないかも知れないというリスクを負う代わりに、当社としては第8条と仲裁条項の手続きに従う方を希望します。それによって、当社は三名の仲裁人のうち一名を指名できることとなりますが、それには余分な費用を負担するだけの重要性があると考えています。

敬具

(サイン)
ホレース ファーストラック

ジョセフ ラングウェイラー
弁護士
エクアトリアナ
オーシャンサイド
キャピタルブルバード 14

2004年8月10日

スイス国ジュネーブ11 CH-1211
ブルバード・ドゥ・テアトル4番地
私書箱5039
ジュネーブ商工会議所

ダニエラ ジョビン様

件名： 事件番号 30000-2004

メディテレーニオ・コンフェクショナリー・アソシエイツ・インク社 対 エクア
トリアナ・コモディティ・エクスポートーズS.A.社

ジョビン様

拝啓

エクアトリアナ・コモディティ・エクスポートーズ S.A.社宛の2004年7月16日付けの貴方の書状ならびに同封されていた仲裁通知書及びメディテレーニオ・コンフェクショナリー・アソシエイツ・インク社の請求の趣旨を受領したことを確認致します。

私は本件紛争においてエクアトリアナ・コモディティ・エクスポートーズ S.A.社を代理しています。

貴方からの書状とスイス・ルールに従って、メディテレーニオ・コンフェクショナリー・アソシエイツ・インク社から提起された請求に対する答弁書を同封してあります。答弁書にはスイス・ルールの第21条(5)に基づき提出される反対請求も含まれています。

照会番号の「*仲裁事件30000-2004*」に関して、UBS SA (住所：Rue du Rhône 8, 1204 Genève)にあるCCIGの口座(番号HU108533.1)宛に4,500CHFの振込が行われています。

私どもは、貴方が提案されたとおり、ホレス ファーストラック様が一名の仲裁人ではなく三名による裁判で紛争を解決することを希望する旨貴方に手紙で知らせたものと理解しています。私どもも同氏及び同氏が貴方に示された理由に同意しています。

本件につきまして貴方からの次の連絡をお待ちしております。

敬具

ジョセフ ラングウェイラー

同封資料： 答弁書および反対請求書
振込指図書の写真（本模擬裁判課題には含まれない。）

スイス商工会議所の仲裁

事件番号：30000-2004

件名：メディテレーニオ・コンフェクショナリー・アソシエイツ・インク社 対 エクアトリアナ・コモディティ・エクスポートーズS.A.社

仲裁通知書に対する答弁書および反対請求書

申立の陳述

I. 当事者

1. 申立人であるメディテレーニオ コンフェクショナリー アソシエイツ インクは、メディテレーニオの法律に基づき設立されている会社である。同社はメディテレーニオ、キャピトルシティ、スイート・ストリート 121 に主たる事務所を所有している。電話番号は(0)555-1235 であり、ファクシミリ番号は(0)555-1237 である。メディテレーニオ・コンフェクショナリー・アソシエイツ・インク社は様々な菓子類の製造業者である。同社は菓子を製造するため材料の中でも特に大量のココアと砂糖を使用している。菓子類はメディテレーニオ全域に販売され、近隣諸国にも輸出されている。
2. 被申立人であるエクアトリアナ・コモディティ・エクスポートーズS.A.社は、エクアトリアナの法律に基づき設立されている会社である。同社はエクアトリアナ、ポートシティ、コモディティアベニュー325 に主たる事務所を所有している。電話番号は(0)487-2314 であり、ファクシミリ番号は(0)487-2320 である。エクアトリアナ・コモディティ・エクスポートーズ S.A.社はココアと砂糖を含む商品の貿易業者である。同社は主にエクアトリアナで生産される商品を貿易しているが、ときには他の国々で生産される商品も貿易している。

II. 事実：取引

3. 2001年11月19日付けの私たちのココア契約1045号に関する取引は、申立人の仲裁要請書のパラグラフ3から11に記載されるとおりに行われた。エクアトリアナ・コモディティ・エクスポートーズS.A.社は、メディテレーニオ・コンフェクショナリー・アソシエイツ・インク社の代理人であるホレス ファーストラック氏からメディテレーニオ・コンフェクショナリー・アソシエイツ・インク社が契約を無効にするという趣旨の2002年11月15日付けの書状があったことに同意する。(申立人第11号証)エクアトリアナ コモディティ エクスポートーズ SA はその書状の動機については知らない。

III. 法的主張

A. エクアトリアナ・コモディティ・エクスポートーズS.A.社には引き渡し遅延について責任はない。

1. 契約上予想されるエクアトリアナからのココアの販売

4. 2002年3月5日付けのスイート氏からスマート氏に対する書状(申立人第4号証)にある「契約ではエクアトリアナのココアとは明確に定めていなかった……」とする記載は誤解を招くものである。書面契約ではエクアトリアナのココアと「明確に」定めていなかったのは確かだが、スイート氏とスマート氏の両者がエクアトリアナのココアに関して契約したことに疑いはない。エクアトリアナ・コモディティ・エクスポートーズS.A.社という被申立人の名称から示されるとおり、被申立人の事業は基本的にはエクアトリアナからの商品の輸出である。事業のうち他の国々で生産される商品の販売に関わっている部分のごくわずかである。
5. エクアトリアナ・コモディティ・エクスポートーズS.A.社からメディテレーニオ・コンフェクショナリー・アソシエイツ・インク社に対するココアの販売は全てエクアトリアナで生産されたココアであったことは極めて関係が深い。当該書状でも続けて書いているとおり、スイート氏が書状を書いた時点で「当社にとって」すなわち、メディテレーニオ・コンフェクショナリー・アソシエイツ・インク社にとって「供給源はまったく関係がない」というのは本当かも知れない。だが契約締結の時点ではそれほど完全に無関係だったわけではない。
6. エクアトリアナはココアの主要生産地ではなく、そのココアも最高品質のものではない。したがって、エクアトリアナのココアは他のほとんどの生産国のココアよりも割引されて販売されている。エクアトリアナのココアはニューヨーク商品取引所又はユーロネクストのロンドン国際金融先物オプション取引所(LIFFE)のいずれでも定期的取引されているわけではないが、他のいくつかの小規模なココア生産国の場合と同様に、規則の中にはかかる生産国のための価格に適用される条項が定められている。ニューヨーク商品取引所ではココア先物はメートルトン当たりのドル建てで取引されている。先物契約で実際にココアが引き渡されるのはごくわずかな量でしかない。被申立人第1号証にはニューヨーク商品取引所のココア規則の摘要が含まれており、そこには契約により現物の引き渡しが行われるときは、グループAの国々からのココアはメートルトン当たり160米ドルのプレミアムをつけて引き渡されると記載されている。グループBの国々からのココアはメートルトン当たり80米ドルのプレミアムで引き渡され、グループCの国々からのココアは額面で引き渡される。エクアトリアナ産のココアはグループCに含まれることに留意されたい。
7. 被申立人第2号証には、ユーロネクストLIFFEのココア先物契約、取引契約401号におけるロンドンでの同一の事例が示されている。イギリスとニューヨーク取引所の規則の間には、契約がイギリスポンド建てである事実以外にも二つの基本的な違いがある。第一にココアの供給源には三つではなく五つの範疇がある。第二に異なる供給源からのココアの価格の違いがプレミアムとしてではなく取引契約価格からの割引で示されている点である。エクアトリアナのココアはロンドンでもニューヨーク同様最低価格の範疇に該当する。
8. エクアトリアナ・コモディティ・エクスポートーズS.A.社からメディテレーニオ・コンフェクショナリー・アソシエイツ・インク社に販売されるココアの価格は、2001年11月19日付けの契約1045号では米ドル建て価格になっていた。被申立人第3号証には、国際ココア機関のWebサイトに表示されるポンド当たりの米国セント単位によるココアの月ごとの価格が示されている。国際ココア機関は国連の後援の下で設立された政府間組織である。被申立人第3号証に示されるとおり2001年11月の価格に2204.6(メートルトンにおけるポンド数)を乗じると、メートルトン当たりの価格は、両者間で契約番号1045に基づきココアが販売された価格である1,240.75米ドルであることが分かる。基本価格と差がなかったという事実は、契約ではニューヨーク取引所規則の範疇C又はユーロネクストLIFFEココア先物契約、取引契約番号401における5番目の範疇の国からココアが出荷されることを想定していたことが示されている。前に指摘したとおり、これらの範疇にはエク

アトリアナからのココアが含まれたが、その他の供給源からのものはほとんどなかった。

2. 契約に定める期間においてエクアトリアナ・コモディティ・エクスポートーズS.A.社は契約の履行を禁じられていた。

9. 2002年2月24日付けのスマート氏の書状にも記されているように(申立人第3号証)2002年2月14日にエクアトリアナのココア栽培地域を襲った暴風後に、エクアトリアナ政府ココア販売機構は少なくとも3月まではココアを輸出用に販売してはならないと発表した。ココアの輸出禁止は、2002年5月に解除された少量を除き、2002年11月初旬まで継続された。エクアトリアナ・コモディティ・エクスポートーズS.A.社が2002年5月18日にメディテレーニオ・コンフェクショナリー・アソシエイツ・インク社に対し100トンを引き渡すことができたのは5月の解除のときの分からだった。2002年2月から11月までは政府によってココアの輸出が禁止されていたので、国際物品売買契約に関する国連条約(CISG)の第79条に基づき、当該期間中における残り300トンの引き渡し不履行についてエクアトリアナ・コモディティ・エクスポートーズS.A.社は責任を免除される。

B. メディテレーニオ・コンフェクショナリー・アソシエイツ・インク社の契約を無効にする行為には正当性がなかった

10. 2001年11月にサインされた契約では、2002年3月から5月までの間の引き渡しが求められていた。メディテレーニオ・コンフェクショナリー・アソシエイツ・インク社にとって適時の履行が重要でなかったことは明らかであるし、遅延期間が異常に長いか、CISGの第47条に従って買主が「売主によるその義務の履行のための合理的な長さによる追加の期間」を定めていない限り、根本的な違反とはなり得ないはずである。相手が実際に定めていて、エクアトリアナ・コモディティ・エクスポートーズS.A.社が当該期間内に引き渡していなかった場合(第79条に基づき責任から免除されていた場合でも)、メディテレーニオ・コンフェクショナリー・アソシエイツ・インク社には契約を無効にする権限が与えられていたはずである。
11. 第47条により求められるように、メディテレーニオ・コンフェクショナリー・アソシエイツ・インク社によって追加の期間が定められていたわけではなかった。2002年10月24日の代替ココアの購入及び主張される2002年11月11日における契約の無効以前における相手からの最後の通信は、2002年8月15日付けのスイート氏からの書状だっただけである。当該書状の中で同氏が述べていたことは、ココアが「すぐに」必要であるということだけだっただけである。メディテレーニオ・コンフェクショナリー・アソシエイツ・インク社がよそでココアを購入するすぐ前にエクアトリアナ・コモディティ・エクスポートーズS.A.社に連絡すらしなかったのは残念なことである。2002年11月13日付けのスマート氏の手紙(申立人第10号証)に述べられているとおり、エクアトリアナ政府ココア販売機構が追加のココアの販売を計画していたという噂がしばらく流れていたし、11月13日には実際にその通りにしたのである。そうであれば、エクアトリアナ・コモディティ・エクスポートーズS.A.社としても残りの300トンを引き渡すことも可能だったはずである。

C. メディテレーニオ・コンフェクショナリー・アソシエイツ・インク社が請求する損害賠償は正しくない

12. 仲裁裁判所がメディテレーニオ・コンフェクショナリー・アソシエイツ・インク社には損害賠償の請求権があると決定する場合にのみ補足的且つ部分的抗弁として考慮されるべきものとして、エクアトリアナ・コモディティ・エクスポートーズS.A.社は、メディテレーニオ・コンフェクショナリー

ー・アソシエイツ・インク社がその請求において提示する賠償金額の計算に異議を申し立てる。ココアの価格は他の多くの商品と同様に、しばしば非常に乱高下する。したがって、どの日付時点で損害が測定されるかが重要になる。請求において指摘されるとおり、メディテレーニオ・コンフェクショナリー・アソシエイツ・インク社が2002年10月24日に300トンのココアを購入したのは、市場価格がポンド当たり100.03セント（被申立人第3号証）、すなわち661,578米ドルの総契約価格においてメートルトン当たり2205.26米ドルという、ほとんど史上最高値だったといえる時期に当たっていた。また請求で指摘されるとおり、2002年11月15日に、メディテレーニオ・コンフェクショナリー・アソシエイツ・インク社の代理人であるファーストラック氏は契約の無効を主張した。当該日付にココアの価格はポンド当たり82.29セントすなわちメートルトン当たり1814.17米ドルまで値を下げていた。メディテレーニオ・コンフェクショナリー・アソシエイツ・インク社が契約の無効を主張した日に300トンのココアが購入されていた場合、544,251米ドルを支払っていたはずである。実際に支払った金額は、請求される289,353米ドルではなく、ココア契約1045号における契約価格よりも172,026米ドル多い金額だったはずである。

IV. 反対請求

A. 事実

13. 2003年11月20日に、エクアトリアナ・コモディティ・エクスポートーズS.A.社はメディテレーニオ・コンフェクショナリー・アソシエイツ・インク社に対し2,500メートルトンの砂糖を販売した（被申立人第4号証）。385,805米ドルの総契約価格において、価格はポンド当たり0.07米ドル、メートルトン当たりでは154.32米ドルだった。契約はオセアニアのホープ港でのFOB（インコタームズ2000）条件だった。運送会社のオセアニア・ SHIPPING・ライNZへの引き渡しは2003年12月4日の契約に従って実施された。砂糖は2003年12月8日にオセアニア・コンドルという船舶に船積みされた。
14. メディテレーニオ・コンフェクショナリー・アソシエイツ・インク社は、砂糖がメディテレーニオに到着したとき、湿っていて汚染されており、菓子製造の目的ではもはや利用できないと主張した（被申立人第5号証）。そのため同社は契約価格の支払いを拒絶している。
15. FOB（インコタームズ2000）のセクションB5によれば、「買主は指定された船積み港で船舶の舷側を通過した時点から商品の損失又は損害の全ての危険を負担しなければならない」とされている。したがって、コンフェクショナリー・アソシエイツ・インク社は輸送中の損失の危険を負担していた。メディテレーニオ向けの出荷のためオセアニア・SHIPPING・ライNZに引き渡されたとき、そこから発行された受領書（被申立人第6号証）によって証明されるとおり、砂糖は良好な状態にあった。砂糖に水による損害が発生したとしても、それは損失の危険がメディテレーニオ・コンフェクショナリー・アソシエイツ・インク社に移転された後だった。水害はエクアトリアナ・コモディティ・エクスポートーズS.A.社の責任ではなく、メディテレーニオ・コンフェクショナリー・アソシエイツ・インク社は契約価格を支払う義務がある。
16. 契約ではオセアニアのホープ港での引き渡し後10日目の支払いを要求していたので、国際物品売買契約に関する国連条約の第78条に従って、メディテレーニオ・コンフェクショナリー・アソシエイツ・インク社は2003年12月18日以降未払いの価格につき利息を支払う義務がある。

B. 仲裁条項

17. 契約にはオセアニア商品連盟の仲裁規則に従って三名の仲裁人による仲裁を要求する仲裁条項が含まれていた。しかし、本仲裁裁判所にはスイス・ルール第 21 条(5)項に従って本紛争を審理するための管轄権があり、当該条項には次の規定がある。「抗弁が発生すると主張される関係が仲裁条項の範囲に該当しないか、別の仲裁契約もしくは裁判地選択条項の対象である場合でも、仲裁裁判所は相殺抗弁を審理するための管轄権を有する。」

V. 要請される救済

18. エクアトリアナ・コモディティ・エクスポートーズ S.A.社は裁判所に対し次の項目を決定するよう要請する。

ココア契約 1045 号に関して、

- ・ 当該契約はエクアトリアナからのココアの販売に関するものだった。
- ・ エクアトリアナ・コモディティ・エクスポートーズ S.A.社は 2002 年 2 月から 11 月までの期間、自らの過失によらずに 400 トンの契約のうち 100 トン以上の引き渡しを妨げられていた。
- ・ メディテレーニオ・コンフェクショナリー・アソシエイツ・インク社は、エクアトリアナ・コモディティ・エクスポートーズ S.A.社がまだ引き渡されていない 300 トンのココアを引き渡すための引き渡し期間を CISG の第 47 条に従って決定しなかった。
- ・ メディテレーニオ・コンフェクショナリー・アソシエイツ・インク社には CISG の第 49 条に基づき契約を無効にする権限は付与されていなかった。
- ・ 仲裁裁判所がメディテレーニオにはエクアトリアナ・コモディティ・エクスポートーズ S.A.社から賠償を受ける権利があると決定することになる場合、賠償金額は契約価格と 2002 年 11 月 15 日の市価との差額によって計算されるべきであって、メディテレーニオ・コンフェクショナリー・アソシエイツ・インク社が代わりの取引で支払った価格と契約価格とのより大きな差額であってはならない。

砂糖契約番号 2212 に関して

- ・ 仲裁裁判所は反対請求を判断する管轄権を有する。
- ・ 砂糖に生じた可能性のある損害はメディテレーニオ・コンフェクショナリー・アソシエイツ・インク社に損失危険が移転した後に発生した。
- ・ メディテレーニオ・コンフェクショナリー・アソシエイツ・インク社は砂糖について 385,805 米ドルの契約価格全額を支払う義務がある。

19. したがって、エクアトリアナ・コモディティ・エクスポートーズ S.A.社は仲裁裁判所に対して次の事項を要請する。

ココア契約第 1045 号に関して

- ・ メディテレーニオ・コンフェクショナリー・アソシエイツ・インク社によって提起される損害賠償請求を完全に棄却すること。
- ・ 代わりとして、裁判所がメディテレーニオには損害賠償の請求権があると決定する場合に限り、損害賠償は 172,026 米ドルに制限されると決定すること。

砂糖契約の第 2212 号に関して

- ・ メディテレーニオ・コンフェクショナリー・アソシエイツ・インク社に対し 385,805 米ドルの契約価格全額の支払いを命じること。
- ・ メディテレーニオ・コンフェクショナリー・アソシエイツ・インク社に対し 2003 年 12 月 18 日から支払日までの期間につき 385,805 米ドルの価格について利息を支払うよう命じること。

仲裁に関して

- ・ メディテレーニオ・コンフェクショナリー・アソシエイツ・インク社に対し、スイス・ルールの第 38 条に従ってエクアトリアナ・コモディティ・エクスポートーズ S.A.社がこの仲裁において発生させた法定代理人及び支援に伴う費用を含め、仲裁費用全額の支払いを命じること。

(サイン)
代理人

2004 年 8 月 10 日

被申立人証拠 1

ニューヨーク商品取引所 (NYBOT®)

ココア・ルールからの抜粋

(ココア・ルールの前文は、<http://www.nybot.com/>で見ることができる。

ルール・ブックをクリックのこと。

NYBOT® Chapter 9 はココアの先物取引とオプション取引を規律するものである。)

Rule 9.18. ココアの等級

交換・分離された一塊で引き渡されることになっているすべてのココアについては、本規定にしたがって、そのココアの生育、説明、条件、数量、等級について引き渡し可能なものであることが保証されていない。

(a) 引き渡されるココアの育成、説明、条件、数量、等級は次のようなものである。

(i) 育成と説明

以下のココアの育成と説明は、取引分野において、時々、知られているところのものであるが、プレミアム付で、あるいは次に示されるような額面で引き渡されてもよい。

・ **グループ A 160 ドル/トン**

ガーナ - 主要作物ナイジェリア - 主要作物コートジボアール - 主要作物 - シエラレオネ
主要作物 - ロメ - 主要作物

・ **グループ B 80 ドル/トン**

アッリバ (エクアドル) コートジボアール・パナマ
バハイ (ブラジル) ジャマイカ・エルサルバドル
カメルン・インドネシア - ジャバ島・サモア島
スリランカ・リベリア - 主要作物サントメ
ガーナ - 中間作物ニューギニア島・トリニダード島
グレナダ島・ニューヘブリデス諸島・ベネズエラ
グアテマラ・ニカラグア・ビクトリア (ブラジル)
イベリア半島 (ドミニカ共和国) ナイジェリア - 少量作物ザイール
ホンジュラス

・ **グループ C**

ボリビア
ハイチ
インドネシア - スワヒリ
マレーシア
パラ (ブラジル)
ペルー
サンチェズ (ドミニカ共和国) および上記に特定されていないほかの生産地

被申立人証拠 2

ロンドン国際金融 (LIFFE) 先物オプション取引所

取引契約番号 4 0 1

ココア先物取引契約

契約条項 - 発行日付 2001 年 10 月 11 日

執行手続 - 発行日付 2000 年 12 月 7 日

- 4.08 売主は、契約において、次に掲げる生産グループに存在するものとして時々定められるところの一つの生産地において生産されたココアを絶対に含むような引渡単位で引き渡すべし。
- (a) 生産グループ 1 : 次に挙げる生産地のうちの一つから引き渡されたココアについては、割引することができない。ガーナ；コートジボアール；ナイジェリア；シエラレオネ；トーゴ；カメルン；エクアトリアナ；コンゴ共和国（正式名称：ザイール）；西サモア；グレナダファインエステート；トリニダード・トバゴプランテーション；ジャマイカ
 - (b) 生産グループ 2 : 次に挙げる生産地のうちの一つから引き渡されたココアについては、25 ポンド/トンの割引に従うべし。サントメバプリシベ；スリランカ
 - (c) 生産グループ 3 : 次に挙げる生産地のうちの一つから引き渡されたココアについては、50 ポンド/トンの割引に従うべし。ブラジル・パイハ・スペリオル；ブラジル・ピトリア・スペリオル；エクアドル；パプア・ニューギニア
 - (d) 生産グループ 4 : 次に挙げる生産地のうちの一つから引き渡されたココアについては、75 ポンド/トンの割引に従うべし。マレーシア
 - (e) 生産グループ 5 : その他の生産地から引き渡されたココアについては、100 ポンド/トンの割引に従うべし。

被申立人証拠 3

月例ココア指標

1971-2004

年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
US cents/pound												
1971	27.23	25.48	24.47	24.76	23.16	24.04	25.89	26.91	25	22.47	21.96	21.79
1972	24.26	24.94	26.12	26.37	27.87	28.19	29.24	31.04	32.85	33.02	32.51	33.37
1973	32.47	33.87	38.3	42.73	53.03	58.02	70.3	64.22	60.25	58.72	51.87	51.74
1974	50.89	58.38	67.39	82.6	82.71	70.28	71.67	73.48	72.35	79.18	75.59	64.36
1975	67.19	67.84	62.64	56.2	48.01	44.9	52.85	53.25	52.47	56.7	55.99	59.83
1976	63.7	65.04	64.17	74.32	80.2	87.26	88.75	96.23	108.41	117.39	132.67	134.92
1977	156.45	173.15	182.92	162.66	171.53	192.84	197.84	180.02	174.65	167.48	157.87	144.87
1978	135.08	128.14	153.35	156.1	142.19	135.68	143.47	152.43	170.09	173.57	182.77	179.03
1979	165.77	158.85	154.02	147.29	152.32	157.82	147.47	142.18	146.13	138.72	136.77	144.52
1980	143.63	146.78	140.18	131.97	117.24	113.27	111.77	104.85	108.2	104.54	98.57	95.7
1981	94.94	92.57	95.97	95.69	87.68	75.31	92.91	101.92	106.01	98.55	93.28	95.46
1982	99.25	94.67	88.35	79.17	77.79	71.29	71.59	70.74	76.48	74.29	69.91	74.55
1983	80.93	88.1	84.34	85.15	93.67	104.22	104.45	104.46	96.98	95	100.68	115.25
1984	118.93	113.28	115.04	115.05	121.45	112.72	100.54	100.41	104.83	102.39	102.29	97.09
1985	100.68	103.12	101.26	101.64	96.57	94.88	100.24	103.21	106.24	107.19	104.22	107.93
1986	105.4	100.63	95.58	90.25	86.44	86.48	91.74	93.79	100.08	94.03	91.65	89.65
1987	89.66	88.83	91.16	93.88	93.82	90.74	95.93	91.7	90.16	86.73	87.91	86.05
1988	89.5	81.6	76.44	74.8	77.42	73.67	72.95	65.67	56.21	59.16	66.96	68.12
1989	65.17	67.23	63.9	58.57	54.78	56.8	61.02	58.29	51.75	48.25	45.79	44.01
1990	45.12	46.56	51.32	60.58	65.61	60.08	61.04	58.53	62.21	59.31	61.32	58.69
1991	56.36	55.1	54.9	51.97	48.18	47.21	46.75	51.66	57.8	58.97	59.68	61.99
1992	58.17	54.1	51.19	47.37	45.15	43.66	50	53.43	51.03	48.58	48.8	46.98
1993	46.97	45.22	44.24	45.92	45.24	44.78	48.1	49.76	57.51	58.63	60.29	61.47
1994	57.33	55.74	59.29	56.36	62.5	66.18	70.41	70.37	67.4	65.68	65.18	63.48
1995	66.63	68.51	67.36	66.64	65.56	65.19	61.87	64.09	63.36	63.26	65.16	62.54
1996	61.21	62.14	60.72	66.06	69.13	69.74	67.84	68.03	66.96	67	66.65	66.88
1997	64.8	62.27	69.11	71.26	71.14	76.58	76.08	74.94	80.27	78.99	76.87	78.8
1998	75.67	74.43	77.98	78.31	81.39	78.1	77.67	76.37	76.54	74.68	72.34	68.71
1999	66.01	63.89	59.57	53.8	48.2	52.7	50.5	47.92	48.14	46.33	41.84	41.67

2000	41.63	38.97	42.32	41.34	41.23	42.71	42.49	39.82	40.06	39.83	36.33	36.45
2001	43.84	52.48	51	49.06	48.97	44.1	43.87	46.91	46.26	49.21	56.28	60.64
2002	62.79	67.67	72.21	71.18	72.82	75.24	84.76	88.93	98.16	100.03	82.29	91.75
2003	99.1	101.57	90.48	87.44	79.37	71.63	70.78	71.28	74.01	67.22	68.54	73.81
2004	73.68	71.17	68.24	65.2	64.13	63.86	70.74	78.44				

a/ 本表は国際ココア機構[<http://www.icco.org/prices/pricesave.htm>]から引用したものである。ココア豆の引渡価格は、the London Cocoa Terminal Market と the New York Coffee, Sugar and Cocoa Exchange の有効な先物取引月の最近3ヶ月の量の平均を使って、ロンドンの取引終了時点で計算されている。

b/ 1トンあたりの米ドル価格の決定するために、2204.6で計算されている。

被申立人証拠 4

契約：砂糖 2212

売主: エクアトリアナ・コモディティ・エクスポートーズ S.A.社

買主: ディテレーニオ・コンフェクショナリー・アソシエイツ・インク社

積荷の状態、ポンド辺りの U.S.の現在価格である純現金 7 セントで(1 トン当たり 154.32 米ドル) ほかの等級についての標準的な調整によって 97 度の平均的な偏りに基づいて、2,500 トンの安全な未加工の分みつショ糖を目的物とする。契約総額は 385,805 米ドルであり、引渡から 10 日以内に支払うこと。

本契約に基づいて引き渡された砂糖は、次に特定された引渡月に先行する 12 暦月以内に生産されるべきである。売主は、あらゆる性質の生産国における運送税とその他の税を含めた、船舶への引渡と砂糖の荷積みまでに生ずるすべての費用を負担すべきである。正常な水先案内料、波止場使用料、通常の料金及び同じような費用であって荷積港における船舶の荷積みあるいは荷出しにかかわる料金は、買主の負担とする。引き渡された砂糖は、すべてのリーエンやあらゆる種類の請求の負担を負っていないものであるべきである。その砂糖は、自由に輸出することができるものであるべきである。

2003 年 12 月の間に、オセアニア砂糖生産者組合 (Oceania Sugar Producers) によって配達され、これは FOB (インコターム 2000) にもとづいて、オセアニアのポートホープから買主の指名する船舶へなされる。本合意から生じるあるいは本合意に関わって生じる紛争については、オセアニアのポートホープにおける 3 つの仲裁法廷において、英語で、最終的な決定がなされるべきである。

(サイン) _____
エクアトリアナ・コモディティ
・エクスポートーズ S.A.社

2003 年 11 月 20 日

(サイン) _____
メディテレーニオ・コンフェクショナリー
・アソシエイツ・インク社

2003 年 11 月 21 日

被申立人証拠5

メディテレーニオ・コンフェクショナリー・アソシエイツ・インク社
メディテレーニオ国 キャピトルシティ
スイート・ストリート 121 番地
電話番号：(0) 555-1235
テレファックス：(0) 555-1237

2003年12月19日

エクアトリアナ・コモディティ・エクスポートーズS.A.社
エクアトリアナ国 ポートシティ
コモディティアベニュー325

ジェロルド・フント 様

郵便及びファックス (0) 487-2320

件名: 貴社の砂糖契約 2112 について

フント様

拝啓

本手紙は今日のお電話の確認です。貴社の契約 2212 にもとづく砂糖の輸送は、12月15日(木曜日)に到着しました。お受け取りした砂糖はひどく湿っていて、汚れています。購入目的であるお菓子用には、まったく使いものになりません。弊社は、この砂糖を人間の消費用として使用することはできないと考えております。

すべての様子からして、この砂糖は、コンテナに荷積みする以前に汚れたようです。

このような状況では、弊社から代金をお支払いすることはできかねます。また、この砂糖をどのようにすればよろしいか、貴社のご指示をいただくと幸いです。

敬具

(サイン)
ロバート・サウヤー

被申立人証拠 6

オセアニア・ SHIPPING・ライン

船荷受取書

品物：袋入りの砂糖 2,500 トン

送り主：オセアニア砂糖生産者組合 (Oceania Sugar Producers)

状況：良

目的：輸送のためのコンテナへのつめ込みのため

船舶：オセアニア・コンドル

航海日：

仕向け先：メディテレーニオ国 キャピトルシティ

通知当事者：メディテレーニオ・コンフェクショナリー・アソシエイツ・インク社
電話番号: (0) 555-1235

(サイン)

2003 年 12 月 4 日

これは船荷書類ではありません。

フェデックス便

メディテレーニオ
キャピトルシティ
コートストリート 75
法廷弁護士
ホレース ファーストラック様

フェデックス便

エクアトリアナ
オーシャンサイド
キャピタルブルバード 14
法廷弁護士
ジョセフ ラングウェイラー様

事件番号 30000-2004

2004 年 8 月 13 日

件名：メディテレーニオ・コンフェクショナリー・アソシエイツ・インク社 対 エクアトリアナ・
コモディティ・エクスポーターズ S.A.社

拝啓

2004 年 8 月 10 日にはファックスで、2004 年 8 月 12 日には手紙で、エクアトリアナ・コモディティ・
エクスポーターズ S . A . からの仲裁通知への答弁書と反対請求書を確認にお受け取りしました。このコピ
ーは、申立者のために同封されております。

2004 年 8 月 12 日に受領された反対請求についての費用である 4500 スイスフランの総額をお支払いいた
さありがとうございます。

仲裁の通知と反対請求書について、争いのある総額は 1000000 スイスフランを超過しておりません。スイ
ス・ルール 2 (a) 章 42 条に従うと、仲裁手続きは、早期手続き (Expedited Procedure) にしたがって行
われるべきこととなります。

2004 年 7 月 21 日に申立人から受け取った手紙 (このコピーは被申立人のために同封されております) と被
申立人の仲裁通知についての回答について、当事者は一つの仲裁者を指名することに合意しておりませ
ん。そのために、仲裁は、仲裁条項に規定されているように 3 つのメンバーによって構成されることになり、
その料金は 2.8 章の付録 B に従って計算されることとなります (スイス・ルール 2 (c) 章 42 条を参照のこと)

各当事者に、スイス・ルール 1 章 8 条に従って、2004 年 8 月 31 日にその仲裁人を指名することをお勧めい
たします。そのような指名を登録すると、仲裁法廷 (Chamber) は、スイス・ルールの 2 章 8 条に従って仲
裁人を任命します。

最後に、仲裁法廷は、反対請求が申立とは異なる契約から生じているということを述べておきます。契約は

オセアニア商品協会 (Oceania Commodity Association) の仲裁ルールを修正するような仲裁合意を含んでいるということです。適切であるならば、それは反対請求の裁判管轄についての仲裁法廷についてのものです。

敬具

(サイン)
仲裁委員会委員
ダニエラ ジョビン

同封物: - 申立人のために答弁書と反対請求書
被申立人のために 2004 年 7 月 21 日の申立人の手紙のコピー

ホレース ファーストラック
法廷弁護士
キャピトルシティ
コートストリート 75
電話番号 (0) 146-9845
テレファックス (0) 146-9850

2004年8月31日

スイス国ジュネーブ11 CH-1211
ブルバード・ドゥ・テアトル4番地
私書箱5039
ジュネーブ商工会議所

ダニエラ ジョビン様

Re: 事件番号 30000-2004

メディテレーニオ・コンフェクショナリー・アソシエイツ・インク社
対 エクアトリアナ・コモディティ・エクスポートーズ S.A.社

ジョビン 様

2004年8月13日に、エクアトリアナ・コモディティ・エクスポートーズ S.A.社の答弁書と反対請求を同封したお手紙を確かにお受取りしました。

同封されていたものは、答弁書と反対請求書です。仲裁裁判管轄について、反対請求を聞くように説明を要求します。

ご請求のとおり、申立人の仲裁人は、ここにおいて、申立人に指名された仲裁人として働くように任命されました。申立人の仲裁人は、メディテレーニオ・リバーサイド通・リバー423に事務所を有しています。仲裁人の履歴書を添付します。

敬具

(サイン)
ホレース ファーストラック

同封物: Dr. クライマント・アービトレーター の履歴書 (本模擬裁判課題には含まれない。)

スイス商工会議所による仲裁

事件番号：30000-2004

メディテレーニオ・コンフェクショナリー・アソシエイツ・インク社 (Mediterraneo Confectionary Associates Inc.)
対 エクアトリアナ・コモディティ・エクスポートーズS.A.社 (Equatoriana Commodity Exporters S.A.) 事件

反対請求の申し立てに対する答弁書

I. 取引について

1. エクアトリアナ・コモディティ・エクスポートーズS.A.社から2,500メートルトンの砂糖を買い付けた経緯は、反対請求申立書に記載のとおりである。2003年12月19日付で エクアトリアナ・コモディティ・エクスポートーズS.A.社のジェロルド・フント氏に宛てたロバート・ソーヤー氏の書簡に述べられたように、問題の砂糖は、着荷した時点で、人間が消費できる状態ではなかった。添付資料は、請求申立人証拠番号12による鑑定人報告書である。

II. 法的な主張

A. 当仲裁法廷は反対請求申し立てに関する審理権を持たない

2. 契約には、オセアニア国ポートホープを仲裁地としてオセアニア商品組合仲裁規則に基づく仲裁審理を行う旨を規定した仲裁条項が定められていた。オセアニア商品組合における仲裁を選択した理由は、問題の砂糖がオセアニアの砂糖生産者によって生産されたものであること、および同砂糖がポートホープにおいて船積された事実による。加えて、オセアニア商品組合が商品にかかわる仲裁を専門としていることも理由の一つである。

3. 通常、同契約の仲裁条項であればスイス仲裁規則による仲裁審理が認められることはあり得ない。唯一、スイスにおける審理を正当化できる根拠があるとすれば、スイス仲裁規則第21条第(5)項における「当仲裁法廷は、相殺抗弁を生じた原因をなすと称されるところの関係が仲裁条項の範囲に含まれていない場合または他の仲裁合意もしくは仲裁開催地選択条項の対象となっている場合においても、相殺抗弁審理の管轄権を有する」とする規定である。

4. 仮に第21条第(5)項の規定を適用したとしても、メディテレーニオ・コンフェクショナリー・アソシエイツ・インク社とエクアトリアナ・コモディティ・エクスポートーズS.A.社との係争に関する審理権を当仲裁法廷に付与するには無理がある。メディテレーニオ・コンフェクショナリー・アソシエイツ・インク社およびエクアトリアナ・コモディティ・エクスポートーズS.A.社は、いずれも同条項に同意していない。両社は、ココア契約1045を締結したときに、ジュネーブ商業会議所仲裁規則の採用を合意している。両社が合意した同規則は現在も存続し、スイス国内における仲裁事案に適用されているが、「他の仲裁合意もしくは仲裁開催地選択条項の対象となっている」紛争についてもスイス・ルールに基づく仲裁審理を正当化できるようなこの種の条項は含まれていない。メディテレーニオ・コンフェクショナリー・アソシエイツ・インク社としては、いわばジュネーブ規則の改訂版として国際仲裁への対応を図っているスイス・ルールの一般的採用に異を唱えるものでないが、第21条第(5)項の適用には反対する。

B. 第21条第(5)項は相殺抗弁のみについて規定したものであり、反対請求は含まれていない

5. 第21条第(5)項は、同項はこれを相殺抗弁に適用すると規定している。反対請求についても当仲裁法廷に審理管轄権を認めるとの記載は、同項にない。エクアトリアナ・コモディティ・エクスポートーズS.A.社自体は、砂糖契約2212の紛争に関する自らの主張を反対請求と称している。よって同社は、同契約に関する自らの主張は当仲裁法廷では審理され得ないものと承知したこととなる。従い、同社が仲裁を提起するのであれば、仲裁条項が定める規則、すなわちオセアニア商品組合の規則に従ってこれを行う以外に選択肢はない。

6. 当仲裁法廷が自らに審理権がないと判断した場合、エクアトリアナ・コモディティ・エクスポートーズS.A.社として求め得る最大限の救済は、メディテレーニオ・コンフェクショナルリー・アソシエイツ・インク社の主張によって認められる回復に対し、相殺の決定を得ることであると判断する。

C. 問題の砂糖は人間による消費には不適であった

7. 前述のごとく、問題の砂糖は、着荷した時点ですでに人間による消費には適しない状態であった。エクアトリアナ・コモディティ・エクスポートーズS.A.社による根本的契約違反の結果であるからして、メディテレーニオ・コンフェクショナルリー・アソシエイツ・インク社には購入代金の支払い義務はない。

III. 申し立て

8. メディテレーニオ・コンフェクショナルリー・アソシエイツ・インク社は、当仲裁法廷に対し以下の申し立てを行う。

- 当仲裁法廷に反対請求を審理する管轄権はない。
- 仮に審理権があったとしても、当仲裁法廷に与えられた権限はエクアトリアナ・コモディティ・エクスポートーズS.A.社による相殺抗弁の審理であって、反対請求は審理対象に含まれない。
- また仮に審理権があったとしても、問題の砂糖は着荷時点で人間の消費に適さない状態にあったことより、メディテレーニオ・コンフェクショナルリー・アソシエイツ・インク社には砂糖代金の支払い義務はない。

(サイン)

ホレース・ファーストラック

日付：2004年8月31日

(請求申立人証拠番号12)

[鑑定人による損害報告書(問題には含まれていない)]

ジョセフ・ラングウェイラー
弁護士
エクアトリアナ、オーシャンサイド、キャピトル・ブルバード14番

2004年8月31日

スイス国11 CH-1211
ブルバード・ドゥ・テアトル4番地
私書箱5039
ジュネーブ商工会議所
ダニエラ・ジョビン様

事件番号：30000-2004

メディテレーニオ・コンフェクショナリー・アソシエイツ・インク社 対 エクアトリアナ・
コモディティ・エクスポートーズS.A.社 事件

ジョビン様

2004年8月13日付貴信を拝受し、2004年8月31日までに両当事者がそれぞれ仲裁人1名を選任すべき旨、承知いたしました。

つきましては、被申立人はエクアトリアナ国オーシャンサイド、シービュー・ストリート114番地に居住するレスポデント・アービトレーター氏を被申立人の選任仲裁人に指名することをご連絡申し上げます。

敬具

(サイン)
ジョセフ・ラングウェイラー

添付：レスポデント・アービトレーター氏の経歴書（本模擬裁判課題には含まれない。）

は、ジュネーブ商工会議所の仲裁規則に従いダヌビア国ヴィンドボナ市で仲裁を行う旨の仲裁合意がなされました。申し立てによる請求金額は288,353米ドルです。

同請求に対し、被申立人は、2003年調印の砂糖買い付け契約に基づいて反対請求の申し立てを行っております。反対請求金額は385,805米ドルです。同契約では、オセアニア商品組合の仲裁規則に基づく仲裁が合意され、仲裁地はポートホープと定められました。

本件は、請求金額に照らしてスイス・ルール第42条第2項の規定の適用を受け、**迅速審議**の対象案件となります。従って、当会議所が仲裁法廷に公式書類を送達（第42条第1項(d)号）した時から起算し、6ヶ月以内に仲裁の判断を下さなければなりません。

なお、被申立人はエクアトリアナ国オーシャンサイド居住のDr.レスポンドント・アービトレーターを被申立人側選任仲裁人に指名しましたことをお知らせします。

仲裁委員会としては、スイス・ルール第5条第1項に従って貴殿を仲裁人として承認するための確認手続きが必要です。貴殿には、本指名を受諾する用意があり、受諾可能である旨をご確認いただきたく存じます。つきましては、添付承諾書および独立性表明書に必要事項を記載し、貴殿経歴書を同封の上当方までご返送いただくようお願い申し上げます。

上記書類を受領次第、速やかに手続を行い、貴殿を申立人側仲裁人として確認いたします。

最後に念のため申し添えますが、仲裁人としての確認書と公式書類を受領するまでは本仲裁に関する行動を差し控えていただきますようお願いいたします。

ご不明の点等がございましたら、遠慮なくお問い合わせください。

敬具

(サイン)

ダニエラ・ジョビン

仲裁委員会委員

添付： - スイス国際仲裁規則
- 独立性表明書

写し：仲裁当事者

[同様の書簡が被申立人側選任仲裁人に送付された。]

事件番号：30000-2004

指名受諾書
および
独立性表明書

氏名：

- (1) 私は、本仲裁事件における仲裁人としての指名を受諾します。
- (2) 私は、本仲裁の適用規則であるスイス国際仲裁規則を遵守して行動することを約束します。
- (3) 私は、仲裁当事者との関係を有さない公平無私な立場にあり、今後ともこの立場に変更がないことを宣言します。
- (4) (以下のうち、該当しないものを消去してください。)
- (i) またさらに、私の知る限りにおいて、私自身の公平性あるいは独立性について当然の疑義を生じさせる事態は過去現在とも存在せず、また将来においてもこのような事態が招来されることがないことを宣言いたします。
- (ii) 私は、スイス・ルール第9条第2項に従い、下記状況が存在することを開示します：(別紙を使用のこと) これらの状況は、私自身の公平性あるいは独立性を阻害しないものと信じております。
- (5) 私は、将来、仲裁が結審するまでの間に、私自身の公平性あるいは独立性について当然の疑義を生じさせる可能性があるると判断される事態が生じた場合は、商業会議所および関係当事者すべてに対してその旨を開示することを約束します。

サイン：

日付： _____

Dr. クレイマント・アービトレーター
メディテレーニオ国リバーサイド
リバー・ストリート423番地

2004年9月6日

スイス国11 CH-1211
ブルバード・ドゥ・テアトル4番地
私書箱5039
ジュネーブ商工会議所
ダニエラ・ジョビン様

事件番号：30000-2004

メディテレーニオ・コンフェクショナリー・アソシエイツ・インク社 対 エクアトリアナ・
コモディティ・エクスポートーズS.A.社 事件

ジョビン様

2004年9月3日付貴信、拝受いたしました。

題記仲裁事案において小生が仲裁人を務めるにあたり、小生自身の公平性または独立性について当然に疑義を生じさせる可能性のある状況があるかとのお問い合わせではありますが、小生は現在そのような状況下にはありませんので、スイス会議所殿には仲裁人として小生が指名されることにつきしかるべくご確認いただけるものと存じます。送付いただきました書類は、所定事項を記入の上、本書に同封いたしました。

(サイン)
クレイマント・アービトレーター

添付：指名承諾書

[レスポンデント・アービトレーター氏からも同様の書簡を受領した。]

フェデックス便
メディテレーニオ国リバーサイド、
リバー・ストリート423番地
クレイマント・アービトレーター弁護士殿

フェデックス便
エクアトリアナ国オーシャンサイド
シービュー・ストリート114番地
レスポデント・アービトレーター弁護士殿

事件番号：30000-2004

2004年9月13日、ジュネーブ

件名： **メディテレーニオ・コンフェクショナリー・アソシエイツ・インク社 対
エクアトリアナ・コモディティ・エクスポートーズS.A.社 事件**

各位

2004年9月6日付の貴信、拝受いたしました。

仲裁委員会は、スイス・ルール第5条の定めに従い、ご両所を上記仲裁事案における仲裁人と確認いたしましたのでご連絡申し上げます。なお、提出いただきました独立性表明書のコピーを同封しましたので、ご査収ください。

スイス・ルール第8条第2項および第42条第1項(a)号に従い、ご両所には本書簡受領日から15日以内に、主任仲裁人を選任いただくようお願いします。ご両所にて選任できない場合は、当会議所が主任仲裁人を指名いたします。

あらかじめお礼申し上げます。

敬具

(サイン)
ダニエラ・ジョビン
仲裁委員会委員

添付：貴所から提出された独立性表明書の写し（本模擬裁判課題には含まれない。）

写し：仲裁当事者

Dr. クレイマント・アービトレーター
メディテレーニオ国リバーサイド
リバー・ストリート423番地

2004年9月16日

スイス国11 CH-1211
ブルバード・ドゥ・テアトル4番地
私書箱5039
ジュネーブ商工会議所
ダニエラ・ジョビン様

件名： 事件番号：30000-2004
メディテレーニオ・コンフェクショナルリー・アソシエイツ・インク社 対
エクアトリアナ・コモディティ・エクスポートーズS.A.社 事件

ジョビン様

題記仲裁事件において仲裁人2名の指名が確認された旨ご連絡いただいた貴書簡を受領した後、主任仲裁人の選任につきレスポデント・アービトレーター氏と小生との間で電話による協議を行いました。その結果、プリサイディング・アービトレーター教授を指名することで両者合意いたしました。この合意に基づき、我々は同氏との話し合いを行い、同氏は主任仲裁人の指名を受けることに同意されました。プリサイディング・アービトレーター教授はダヌビア国の高名な仲裁人であり、過去数々の国際仲裁案件において主任仲裁人を務めた実績をもっておられます。同氏の経歴書を一部同封いたしました。同氏の住所は、ダヌビア国ヴィンドボナ市シーツゲリヒト・シュトラーセ36番地です。

敬具

(サイン)
クレイマント・アービトレーター

添付：プリサイディング・アービトレーター教授の経歴書（本模擬裁判課題には含まれない。）

[プリサイディング・アービトレーター教授には、両仲裁当事者から指名された2名の仲裁人に送付された公平性及び独立性に関する表明書と同様の表明書の提出を依頼した書簡が送達され、同人より要請どおりの表明書が提出された。]

フェデックス便

仲裁委員会議長殿
ダヌビア
ヴィンドボナ
シーツゲリヒト・シュトラーク36

フェデックス便

申立人側仲裁人殿
メディテレーニオ
リバーサイド
リバー・ストリート423

フェデックス便

被申立人側仲裁人殿
エクアトリアナ
オーシャンサイド
シービュー・ストリート114

事件番号 30000-2004

2004年9月22日ジュネーブ

件名:メディテレーニオ・コンフェクショナリー・アソシエイツ・インク社 (Mediterraneo Confectionary Associates Inc.)

対

エクアトリアナ・コモディティ・エクスポートーズS.A.社 (Equatoriana Commodity Exporters SA) 事件

関係各位：

2004年9月21日の書簡について仲裁委員会議長殿に感謝申し上げます。書簡の写しを同封し、共同仲裁人に提出致します。

仲裁委員会はスイス仲裁規則第5条に基づき、仲裁委員会議長殿を仲裁裁判長に選任致しましたので連絡申し上げます。よって、当事者より御提出頂きました関連文書全てを仲裁人各位に提出致します。

スイス仲裁規則第41条1項に従い仲裁人が召集され、仲裁人は当事者に対して仲裁費用の預託金納付を要求致します。左記要求の写しは当商工会議所に御提出下さい。

仲裁合意書に定められた通り、本件仲裁はスイス仲裁規則第42条1項の規定に基づく**迅速な手続き**により実施されることを御確認下さい。

最後に、仲裁委員会と致しましては、当該要求の写しと併せて仲裁手続きの各段階について記載した工程表の写しを御提出頂ければ幸いです (スイス仲裁規則第15条3項)。

各位の御協力と御尽力に感謝申し上げます。

敬具

サイン： _____
ダニエラ・ジョビン

仲裁委員会委員

スイス商工会議所仲裁法廷 (SWISS CHAMBERS' ARBITRATION)

フェデックス便

ホレス ファーストラック様

法廷弁護士

メディテレーニオ

キャピトルシティ

コートストリート75

フェデックス便

ジョセフ ラングウェイラー様

弁護士

エクアトリアナ

オセアニア

キャピタルブルバード14

事案番号 30000-2004

2004年9月22日ジュネーブ

件名: メディテレーニオ・コンフェクショナリー・アソシエイツ・インク社 対 エクアトリアナ・コモディティ・エクスポートर्सS.A.社事件

関係各位:

スイス仲裁規則第5条の規定により、当仲裁委員会は仲裁委員会議長を仲裁裁判長に選任致しました。

仲裁委員会議長より受け取った独立性宣誓書と履歴書の写しを同封しておりますので、当事者各位は御確認下さい。

仲裁人各位に本日付で送付した書簡に記載されている通り、仲裁委員会は本日付で仲裁法廷に書類を送致しております。上記書簡の写しが同封されているので御確認下さい。

当事者各位は今後、仲裁法廷と直接御連絡をお取り頂くこととなります。

敬具

サイン: _____

ダニエラ・ジョビン

仲裁委員会委員

同封物: - 仲裁委員会議長からの書簡の写し (本模擬裁判課題には含まれない。)
- 本日付で当事者各位に送付した書簡の写し

スイス商工会議所仲裁法廷

事件番号 30000-2004

メディテレーニオ・コンフェクショナリー・アソシエイツ・インク社 対 エクアトリアナ・コモディティ・エクスポートーズS.A.社 事件

審理手順 No. 1

1. 当法廷の仲裁人は _____ 氏、 _____ 博士および仲裁裁判長から構成される。仲裁裁判長は、国際的仲裁に関するスイス仲裁規則（Swiss Rules for International Arbitration）第31条（2）項に基づいて選任された。なお同条項は手続き上の決定を行うことのみに関するものである。
2. 2004年9月30日、申立人メディテレーニオ・コンフェクショナリー・アソシエイツ・インク社の代理人である _____、と被申立人エクアトリアナ・コモディティ・エクスポートーズS.A.社の代理人である _____、および裁判長は協議を行った上で、仲裁過程で遵守すべき手続きを決定した。模擬仲裁の争点が特殊な性質を有するため、エクアトリアナ・コモディティ・エクスポートーズS.A.社が提起した反対請求に対してメディテレーニオ・コンフェクショナリー・アソシエイツ・インク社が行う異議申立は、同時にメディテレーニオ・コンフェクショナリー・アソシエイツ・インク社による実質的訴訟となる可能性があることは合意済み事項である。
3. メディテレーニオ・コンフェクショナリー・アソシエイツ・インク社が提起した法的争点のみに関する申立てについて、申立書と答弁書に記載された事実以外の事実を認定する追加的手続きを要せずに当法廷が決定を行い得ることに代理人は同意している。
4. 反対請求において、当法廷はまず事実関係の審理を行うべきか決定する必要がある。行うべきである場合、エクアトリアナ・コモディティ・エクスポートーズS.A.社に対して認められる救済を、当該仲裁においてメディテレーニオ・コンフェクショナリー・アソシエイツ・インク社に対して認められる救済額からの相殺分に限定すべきかを決定する必要がある。当法廷が反対請求の事実関係を審理することを決定しない場合、当法廷は砂糖の状態に関してそれ以後にさらなる精査を行わねばならない。当該精査はエクアトリアナ・コモディティ・エクスポートーズS.A.社からメディテレーニオ・コンフェクショナリー・アソシエイツ・インク社に危険負担責任が移転する時点で実施される。
5. 上記に規定した通り、仲裁審理の初期段階では事実認定を行う追加的手続きの必要性は想定されていない。こうした事実に関する争点は、仲裁の初期段階において審理を要する場合、第12回Willem C. Vis国際商事仲裁模擬法廷（Twelfth Annual Willem C. Vis International Commercial Arbitration Moot）の事例にある手順に従って決定される。当該事例を参照した上で、疑問点は2004年10月22日（金）までにEric Bergsten教授に問い合わせる（電子メールeric.bergsten@chello.atで行うのが望ましい）。回答は2004年10月29日までに全当事者に配布

される。

6. メディテレーニオ・コンフェクショナリー・アソシエイツ・インク社は2004年12月9日までにメモランダを作成して電子メールで提出し、2004年12月15日までに必要数のハードコピーも送付する（合意済み）。エクアトリアナ・コモディティ・エクスポートーズS.A.社は2005年1月27日までに電子メールでメモランダ（Memoranda）を提出し、2005年2月1日までに必要数のハードコピーも送付する。

7. メモランダではココア契約1045に関する下記の論点について検討する。

- 2002年2月中旬から11月初旬までの間にエクアトリアナ政府ココア販売機構（Equatoriana Government Cocoa Marketing Organization）により課された禁輸措置を理由として、エクアトリアナ・コモディティ・エクスポートーズS.A.社がココア300トンの引渡しを免除されるかという点。

- エクアトリアナ・コモディティ・エクスポートーズS.A.社が引渡しを免除されない場合、メディテレーニオ・コンフェクショナリー・アソシエイツ・インク社が遅配・未納の損害賠償を請求できるかという点。

- メディテレーニオ・コンフェクショナリー・アソシエイツ・インク社が賠償を請求できる場合、適切な賠償額。

メモランダでは、メディテレーニオ・コンフェクショナリー・アソシエイツ・インク社が裁定前や裁定後に利息を請求できるかについては検討すべきではない。また、仲裁費用の配分についても検討すべきでない。

8. 砂糖契約2212に関して、メモランダでは反対請求を検討する管轄権を当法廷が持つかどうか検討すべきである。また当該管轄権を持つ場合にはメモランダにおいて、メディテレーニオ・コンフェクショナリー・アソシエイツ・インク社が当該ココア契約に関して回収できる賠償金からの相殺額までに賠償金額が制限され得るかどうかを検討すべきである。

9. 口頭弁論は2005年3月にウィーン、および4月に香港で実施される。ウィーンでの弁論に参加する当事者は全員、2005年3月18日（金）夜の受付後に実施される歓迎会に招待される。弁論は翌朝である2005年3月19日（土）の朝に開始する。弁論参加者は、2005年3月17日（木）夜に模擬裁判同窓協会（Moot Alumni Association）が主催する歓迎会にも招待される。香港の口頭弁論への参加者には今後スケジュールが通知される。

サイン：_____

仲裁裁判長

2004年10月1日

スイス商工会議所仲裁法廷

事件番号 30000-2004

メディテレーニオ・コンフェクショナルリー・アソシエイツ・インク社 対 エクアトリアナ・コモディティ・エクスポートーズS.A.社 事件

審理手順 No. 2

関係当事者が合意した手順、および審理手順No. 1に定めた手順以外にも、関係当事者は多数の確認要求を提出している。当該要求への回答は下記の通りである。

法的準則と仲裁

1. ダヌビア・エクアトリアナ・メディテレーニオ・オセアニアは英米法と大陸法のいずれに属するのか？

エクアトリアナとオセアニアは大陸法系に属し、メディテレーニオとダヌビアは英米法系に属する英語圏である。

2. 該当する法系における契約上の提訴に関する期間制限(時効)は？

エクアトリアナ・メディテレーニオ・オセアニアは国際動産売買の時効に関する条約 (Convention on the Limitation Period in the International Sale of Goods) に参加している。当該条約は国連国際商取引法委員会(UNCITRAL)のウェブサイトで参照できる。当該条約における提訴時効は4年である。

3. オセアニアは外国仲裁判断の承認と執行に関する条約 (Convention on the Recognition and Enforcement of Foreign Arbitral Awards) に参加しているか？

参加している。

4. オセアニア商品協会 (Oceania Commodity Association) の仲裁規則には反対請求や相殺の規定があるか？

国連国際商取引法委員会(UNCITRAL)の仲裁規則第19条(3)項と同一の規定がある。

「答弁書もしくは仲裁審理の後の過程において、仲裁法廷が遅延にやむを得ない情状があると決定した場合、被申立人は反対請求を提起することができる。この反対請求は、係争中である契約に基づくもの、もしくは係争中である契約に基づき相殺を目的として提起される賠償請求によるものである。」

5. 国際的仲裁に関するスイス仲裁規則 (Swiss Rules of International Arbitration) は一般に受け入れられているか、およびジュネーブを含む6つの商工会議所における仲裁規則に基づく国際的仲裁をスイス仲裁規則に代替させる方法は広く浸透しているか？

スイス仲裁規則は関係者の間では広く受容されており、国際商事仲裁に携わる弁護士にも広く知られている。ジュネーブを含む6つの商工会議所がそれぞれ定める仲裁規則はスイス国内での仲裁において引き続き効力を保っている。

6. オセアニア商品協会といった専門の団体による仲裁と国際的商事仲裁を主要目的とする団体による仲裁の間では、スイス仲裁規則に提示されているような大きな差異が生じ得るか？

商品取引その他を司る協会の多くは、特定の取引や貿易における紛争を解決するための関連仲裁機関を保有している。こうした機関は同一国内の他の仲裁機関と同一の仲裁法に服し、固有の規則を持つと考えられる。また、仲裁人は大抵、該当する取引や貿易の関係者から選出されると考えられる。為替取引による契約の場合および多数の貿易協会に加盟している者同士の契約の場合、関連仲裁機関を使用することが、ニューヨーク商品取引所・ロンドン国際金融先物取引所と

いった商品取引所の規則上必要である。専門的仲裁機関の利用は、納入品の品質に関する紛争の場合やある特定の慣習に関する紛争の場合には特に有益である。一般的な法律上の問題や商慣行に関連する紛争の場合、専門的仲裁機関には国際的商事仲裁機関に比して特段の優位性はない。当然ながら、紛争当事者は仲裁機関を選ぶこともできる。通常そうした選択は、基本契約において、販売時点、または紛争の性質が明らかになる以前に定められるものである。本件の両当事者は、ある特定の仲裁機関における仲裁を要する協会に属していない。エクアトリアナ・コモディティ・エクスポートーズS.A.社は、ココアと砂糖の2品目のみをメディテレーニオ・コンフェクショナリー・アソシエイツ・インク社に販売しており、全ての契約は問題となる2つの契約と同一の仲裁規定を有している。

ココア契約

7. 本件に関与する諸担当者は正当な権限の範囲内で行動したか？

正当な範囲内で行動した。紛争当事者の法的代理人である弁護士への文書による委任状を当法廷は常に要求する。委任状は既に提出されているが、ケースファイルには含まれていない。

8. エクアトリアナのココア栽培地域は頻繁に嵐に見舞われるか？

エクアトリアナでは他の多くの場所と同様に嵐が起きる。2002年2月14日の嵐は、22年来で初めてココア樹に被害をもたらした。1980年における被害は大きくなかった。

9. 他国のココア栽培地域は当該嵐の影響を受けたか？

受けなかった。

10. 輸出禁止命令とその解除はいつか？

最初の輸出禁止命令は2002年2月22日に発布され、同年3月を対象としていた。2002年3月20日、当該命令は延長された（解除通知があるまで）。2002年11月12日に当該輸出禁止命令は解除された。

11. エクアトリアナ政府ココア販売機構 (Equatoriana Government Cocoa Marketing Organization) の権限と手続きの内容は何か？

当該機関は公的機関であり、生産者からココアを独占的に購入している。エクアトリアナ以外のバイヤーに対しては販売していない。販売機構から購入したココア豆を現地で使用する者は限られており、大半のココアはエクアトリアナ・コモディティ・エクスポートーズS.A.社といった輸出業者に販売されている。販売機構は倉庫にココアを保管しており、輸出業者は輸出契約を締結した時点で、販売機構に対して契約量のココアを発注する。最終購入者への納品は該当する期間内に販売機構倉庫から直接行われる。本件の場合、2002年3月から5月に該当する。輸出禁止まではココア契約1045に従って通常的に取引が進行していた。

12. エクアトリアナ・コモディティ・エクスポートーズS.A.社は禁輸に対する異議申立や免除申請を行ったか？

エクアトリアナ・コモディティ・エクスポートーズS.A.社には禁輸に異議を唱えるための行使可能な法的措置は存在しなかった。免除を要請することは常に可能だったはずだが、同社はこれを行わなかった。他の数社の輸出業者は免除を申請したが全て却下された。

13. エクアトリアナ・コモディティ・エクスポートーズS.A.社の事業年数と評判は？

同社は1961から事業を行っており、評判は良好である。

14. エクアトリアナ・コモディティ・エクスポートーズS.A.社はエクアトリアナ産以外のココア豆の販売経験があるか？

経験はない。申立書と答弁書双方に記載されている通り、他国で生産された商品を時々取引することはある。国外産ココアの販売は可能だが行ったことはない。ココアの販売は同社事業全体の20%程度を占める。

15. ココア契約1045は、エクアトリアナ・コモディティ・エクスポートーズS.A.社の標準書式だったか？

標準書式だった。エクアトリアナ・コモディティ・エクスポートーズS.A.社は、ニューヨーク商品取引所ココア取引規則9.03.に定められた書式に沿ってこれを採用した。

16. 申立人の付属文書No. 1における「標準的規定」という語は何を意味するのか？

契約1045で使用されている契約フォームを指す。この契約フォームは、当該契約に先立つ全てのココア契約においても使用されている。

17. ニューヨーク商品取引所ココア取引規則(被申立人の付属文書1参照)のグループCで使用される「払込価格」とは何を意味するのか？

取引はニューヨーク商品取引所・ロンドン国際金融先物取引所においてその参加者が先物取引で行う。契約は価格を除き完全に画一的である。ニューヨークのココア取引規則では下記手続きが必要である。ある特定の間隔で、取引参加者の契約上の購入額が契約上の売却額から相殺される。購入額より売却額が多い取引参加者は、売却額より購入額が多い取引参加者に対して、ココアを物理的に用意して引き渡さなければならない。ただし、ココア取引量の2%程度しか実際には引き渡されない。引き渡されるココアは取引所が許可した倉庫に保管されている。取引所での取引成立により、売主は倉庫に保管されていたココア(産地を問わない)を引き渡すことができる。ただし、グループAのリストに記載された産地のココアは品質が良いため、買主は売主に対し、購入額に加えて1メートルトン当たり160米ドルを支払わねばならない。グループCに記載された産地のココアを引き渡す場合、追加的支払いは必要ない。グループCには多数の仕向国、および「現在は上記に指定されていないその他全ての産地」が含まれていることに注意すべきである。エクアトリアナ産ココアは指定されていないため、グループCに該当すると考えられる。

有名な取引所におけるある特定の商品(本件の場合ココア)に付いた価格は、当該商品の世界的な市場価格を形成する。ココア契約1045などの取引は、有名取引所での価格を基準にして協議されるが、価格は購入数量などの特定の理由により頻繁に変動する。同様に、個別的に協議されるこのような取引では有名取引所の規則に定められる諸事項を考慮する。つまり、ニューヨーク商品取引所規則のグループAに記載された産地のココアはグループCのココアより高額であるということである。

18. 「標準等級と数量」という語は何を意味するか？

ニューヨーク商品取引所(NYBOT®)のココア取引規則9.18の全文は、被申立人の付属文書No. 1に記載されたURLで参照できる。

19. メディテレーニオ・コンフェクショナリー・アソシエイツ・インク社はエクアトリアナ・コモディティ・エクスポートーズS.A.社との過去の取引で納入されたココアがエクアトリアナ産であることを知っていたか？

知っていた。買主は商品の運搬を手配する責任を負うため、産地は常に明確である。さらに、ココアの梱包袋には産地が明示されている。

20. メディテレーニオ・エクアトリアナのいずれかには、取引されるココアがエクアトリアナ産であることを求める可能性がある規制があるか？

そうした規制はない。

21. 2002年3月5日の電話連絡においてスイート氏の2002年3月5日付書簡を挙げ、引渡期日について何らかの言及を行ったか？

行っていない。言及したのは、メディテレーニオ・コンフェクショナリー・アソシエイツ・インク社が契約期間中の引渡しを希望していることのみだった。当該期間は約3カ月有効だと考えられる。

22. メディテレーニオ・コンフェクショナリー・アソシエイツ・インク社とエクアトリアナ・コモディティ・エクスポートーズS.A.社との間には、スイート氏の2002年8月15日の書簡、および2002年10月24日における300トンのココア購入に関して何らかの連絡があったか？

スマート氏からスイート氏に2002年9月29日に電話が1回あり、スマート氏は禁輸が解除される兆候がないことを告げた。一方、スイート氏は2002年8月15日の自らの書簡で表明した懸念を再度繰り返した。

23. メディテレーニオ・コンフェクショナリー・アソシエイツ・インク社とエクアトリアナ・コモディティ・エクスポートーズS.A.社との間で、法律的紛争や一方的な契約不履行が発生したことがあったか？

発生したことはなかった。

24. メディテレーニオ・コンフェクショナリー・アソシエイツ・インク社が1年間に必要とするココアの量は？

平均して年間1,500メートルトンが必要とする。400メートルトンの取引であったため、3カ月分の必要量を若干上回ることになる。同社が2002年10月24日に300メートルトンを購入するまでは、在庫は100メートルトンを若干上回る程度しかなかった。ココアの追加納入を受けられなかった場合、11月末頃には何らかの同社製品を製造中止にせざるを得なくなっていたと考えられる。同社は購入したココアを全て菓子製造に使用しており、再販を目的とした購入はしていない。

25. メディテレーニオ・コンフェクショナリー・アソシエイツ・インク社が当該300トンのココアを他の供給元からより安い値段で購入できた可能性はあるか？

ココアを購入できたはずである供給元は多数存在していたが、同社は当該時点の市場価格で購入しており、より安い価格で購入できたかどうかは疑問である。メディテレーニオ・コンフェクショナリー・アソシエイツ・インク社は、過去において市場価格でオセアニア・プロデュース社から購入したことがある。

被申立人の付属文書No. 3に記載されている国際ココア機構(International Cocoa Organization)の価格表によれば、該当月におけるココアの平均価格での購入だった。当該価格表には日毎の価格変動は示されていない。本件仲裁(模擬裁判)の目的において、当該価格表に示されている該当月価格は、該当月内のいずれかの日に購入されたココアの市場価格を表していると考えられる。

26. 代品入手契約で購入したココアは、エクアトリアナ産のものと同等の等級のものであったか？

そうである。

27. 代品入手契約上の価格には輸送費が含まれていたか？

エクアトリアナ・コモディティ・エクスポートーズS.A.社との契約および代品入手契約双方において、輸送費は買主の責任となっていた。輸送費は代品入手契約の方が若干高かった。輸送費は賠償請求には含まれていなかったが、含めようとする場合にはスイス仲裁規則第20条に基づいて行うことになる。

28. エクアトリアナ政府ココア販売機構がエクアトリアナ・コモディティ・エクスポートーズS.A.社に対して5月に供給したココアの量は？

当該機構は各輸出業者が締結した契約を提出するよう義務付けており、5月においても契約上の特定数量を供給した。つまり、メディテレーニオ・コンフェクショナリー・アソシエイツ・インク社との契約で定められていた100メートルトンを供給した。

29. メディテレーニオ・コンフェクショナリー・アソシエイツ・インク社は代品の300メートルトンを購入する以前に販売機構が禁輸解除を計画していることについて知り得たか？

エクアトリアナと世界中のココア業界における関係者の中でそうした噂はあったが、メディテレーニオ・コンフェクショナリー・アソシエイツ・インク社のような小規模な買主がこれを察知するだけの合理的必然性はなかった。知るべきだったと指摘されたとしても、メディテレーニオ・コンフェクショナリー・アソシエイツ・インク社の関係者はそうした噂は知らなかったと証言すると思われる。

砂糖

30. 砂糖契約2212はエクアトリアナ・コモディティ・エクスポートーズS.A.社の標準書式だったか？

標準書式だった。

31. 砂糖契約2212にオセアニア砂糖生産者組合(Oceana Sugar Producers)による引渡しを定めたのは何故か？

答弁書の第2段落に記載されている通り、エクアトリアナ・コモディティ・エクスポートーズS.A.社は主としてエクアトリアナで生産された商品を取引している。ただし、同国以外で生産された商品も時々取引している。本件の場合、同社はオセアニアで生産された砂糖を販売した。この砂糖のメディテレーニオ・コンフェクショナリー・アソシエイツ・インク社への納入は、エクアトリアナ・コモディティ・エクスポートーズS.A.社に当該砂糖を販売した業者を通じて、オセアニアから直接行われた。

32. オセアニア・ SHIPPING・ライズ(Oceania Shipping Lines)が砂糖を受け取った時点で砂糖が「明らかに良好な状態」にあったという貨物受取証の記載内容はどの程度信頼できるか？

当法廷が砂糖契約に関する管轄権を持つかどうかが第一の問題点である。この点はメモランダおよび模擬裁判中の口頭弁論でも検討されることになる。当法廷が管轄権を持つ場合に限り、当法廷は模擬裁判後のいずれかの時点で当該紛争の実態的事項を審理することになる。賠償請求通り納入時点で砂糖に瑕疵があったとすれば、本件紛争は品質劣化が発生した時点における危険負担責任がいずれの当事者にあるかという点を巡って争われることになる。危険負担責任の移転とはインコタームズ2000の本船渡し規定A5によると、

「積出港における本船の手すりを通すまでは、B5の規定により売主が商品の紛失・破損の危険負担責任を負わねばならない。」

このことは答弁書の第15段落にも記載されている。インコタームズ2000の本船渡し規定B5は、本船の手すりを通した商品については買主が危険負担責任を負うとしている。加えて、本件砂糖契約の諸事実関係とは無関連である2つのケースにおいても、買主が危険負担責任を負うことになっている。貨物受取証には運搬人が砂糖を受け取ったことのみが記載されており、本船への積込が行われたことは記載されていない。砂糖の劣化が積込前に発生していたとすれば、売主が危険負担責任を負い、積込後であれば買主が責任を負う。危険負担責任が売主から買主に移転する時点は、インコタームズ2000の13種類ある規定区分各々において重要な要素である。

サイン: _____

仲裁裁判長

2004年10月30日